

文學士 土子金四郎講述

債論 完



東京專門學校藏版

東京專門学校出版

國債論

文學士 土生年 著

國債論目次

第一章 國債の性質

第一節 國債の意解 一頁

第二節 國債の名稱 一頁

第三節 國債の起因 三頁

第四節 國債の物質 五頁

第五節 國債の募集 六頁

第六節 政府の信用 七頁

第七節 國債と私債との差違 一三頁

第八節 國債と租税との區別 一八頁

第二章 國債の利害得失

第一節 概論 二二頁

第二節 諸氏の論說 二三頁

第三節 國債の利得 二九頁

國債論 目次

一頁 一頁 三頁 五頁 六頁 七頁 一三頁 一八頁 二二頁 二三頁 二九頁

國債論目次

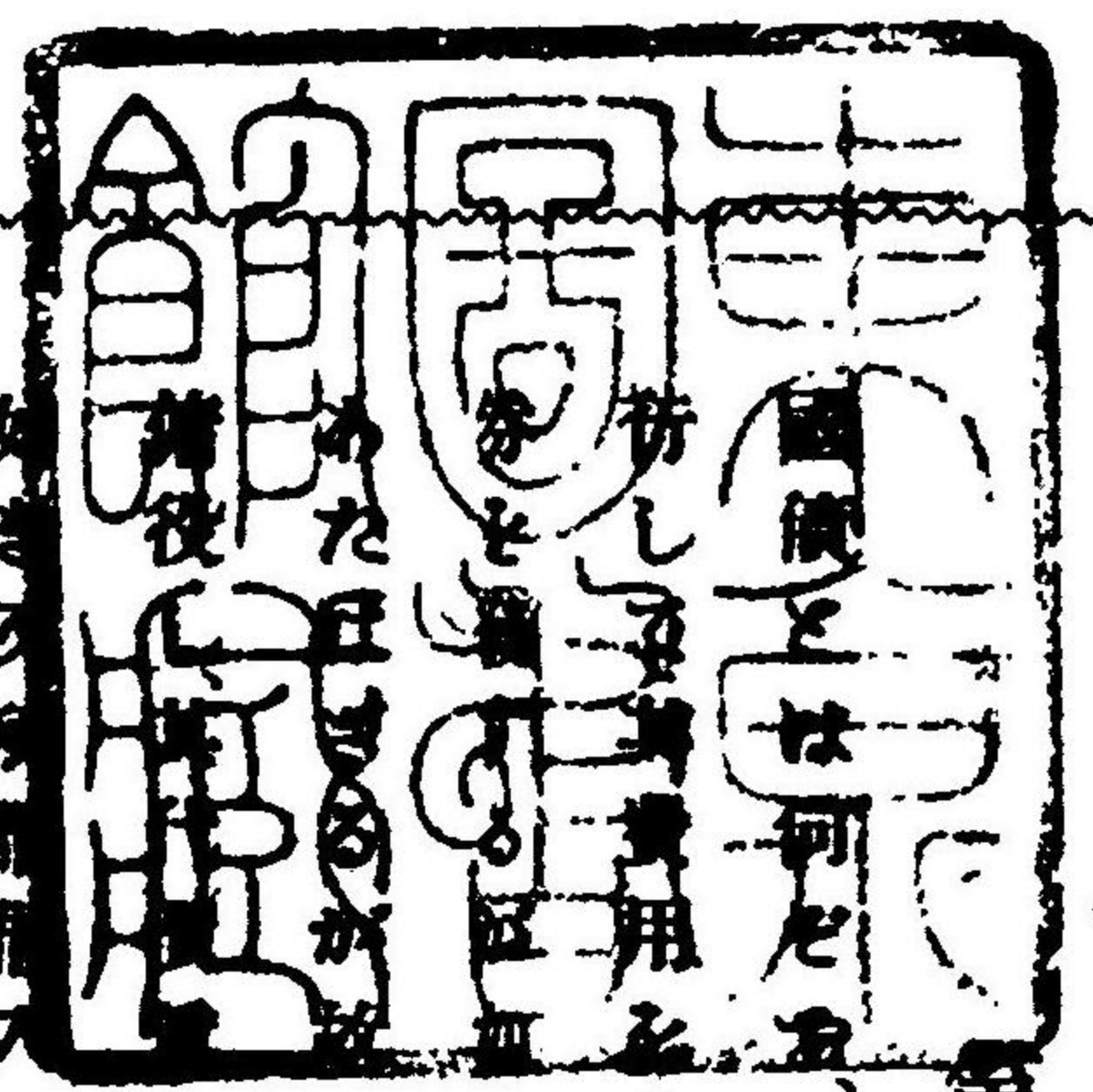
第一章 國債の性質	六七頁
第一節 國債の意解	六七頁
第二章 國債の種類	九七頁
第一節 國債の種類	九七頁
第一節 國債の種類	九七頁
第二節 國債の種類	一〇五頁
第三節 國債の種類	一〇六頁
第四節 國債の種類	一〇八頁
第五節 國債の種類	一二五頁
第六節 國債の種類	一二八頁

國債論

文學士 土子金四郎 講述

第一章 國債の性質

第一節 國債の意解



國債とは何ぞや、曰く一國政府の負債なり。即ち國家非常の事起り公債證書を發行し、其費用を募集する如き、收支相當らず一時の不足を補ふが爲め大藏省證券を發行するに如き、工事を起すの費用、外國へ拂ふの債金等政府能く其支出をなすに人民より借入るゝが如き、會社用違等より物品を買上げ人夫を賃借するが如き、財政困難を救ふが爲め不換紙幣を發行するが如き、或る種の入金にあらざるも其仕拂ひの義務あること借入金と異なることなきもの、即ち給與年金、債金年金、預り金、保護金、補助金等の如き、凡て政府の借方に屬するものを云ふなり。

第二節 國債の名稱

國債論 第一章 國債の性質

國債は一國政府の負債なりとすれば、即ち其國の負債なるが故に、國民盡く負債者たるがごとく聞ゆれども、國債の多く其國民より募るものにして、即ち其國民中債主たる者あり、必しも其國民盡く負債者ならざるが如し。然れども國民中債主たる者各自が貸出せし分丈けに對しては正しく債主なれども、他の債主が貸出せし分に對しては一般國民と同じく負債者たるを免かれず。例へば國民中甲なる者は己れの貸出せし分に對しては債主なれども、乙なる者が貸出したる分に對しては一般國民と共に負債者にして、又乙なる者が甲なる者に對するも同じきが如し。又縱令豪商の如き者一手に國債を貸出すとするも唯一個人として之を見るときは、債主なれども其國債を負擔する國の人民として之を見るときは、又負債者にして其國債を償還すへき義務あると猶他の一般國民と異なるとなし。此故に政府其償還をなすに當ては彼等にも亦一般國民と共に負債者視して償還に充つる爲め幾分の税を課するものなり。然れば乃ち債主にして又負債者なり。此に於てか國民盡く負債者なりと云ふも妨げなし。國民盡く負債者なりと云ふも妨げなけなれば、則ち國債と云ふも亦妨げなきものならずや

第三節 國債の起因

抑、國債の起る原因たる素より一にして足らずと雖も、多くは政府豫算の收入能く其經費を支ふべからざるに職由するものなり。例へば突然戰亂起り、或は外國へ債金を拂ふに當り、縱令少々の準備金ありとするも、巨大の軍費債金に至ては其支出に充つる能はざれば、一時不換紙幣を發行するか、又は公債證書を發行し、或は銀行より現金を借入るゝか、兎に角借財せざるべからざる時の如き、又收支相當らず一時國庫の欠乏を補ふが爲め大藏省證券を發するが如き、是なり

國債の因て起る基は多くは政府豫算の收入足らざるにあれば、必しも然りとば云ひ難く、時としては政府豫算の收入足らざるにはあらざれども、財政上、政治上の都合に因りて國債の起るとあり。例へば秩祿の如きものにして、年々下渡すものあるに際し、其高は政府豫算の收入を以て仕拂ふべからざるにあらざるも、財政上又は政治上の都合を以て公債證書となすが如き、或は預り金又は人民の望に因り、時として公債證書を與へたる北米合衆國の恩給地所引換公債の如き、或は有功者會社等に年金補助金等を下渡すが如き、若くは在來の國債を引換又は借換ふる爲

め發行するものゝ如き、皆其起る原因たる必しも政府豫算の收入足らざるに在らざるなり

政府豫算の收入とは其收入の額、豫め算定せられ、又其支出も豫定せられたるものにして、略、限りあるものなれども、單に政府の收入と云へば必しも豫算の收入に限らず、凡て一般經常收入及び非常收入を包含するものにして、國債は其非常收入の一なり。而して特に非常收入の必要を感ずるは即ち經常收入足らざるべきにあり。然るものなれば國債の因て起る基は經常收入の不足に在りと云ふべき乎、否必しも然りと云ひ難し。如何となれば經常收入足らざるにあらざるも國債起るとあればなり。乞ふ今少しく其理を述べん。抑、經常收入なるものは大抵租税を以て成立つものなれば、政府若し巨額の收入を要せば舊税を重し新税を起し以て經常收入を増加するとを得べし、何ぞ必しも國債を起すを要せんや。リカード氏の如きも實際國債を起さざるも租税を増して以て非常巨額の費用に充つるを得べしとの説を有せり。然れども、獨りに租税を増加せば、其し收入不足せざるを得るも爲に國家の發達社會の進歩を妨げ、非常の損害を興ふるが故に國債を起して以て

増税に代ふるとあり。是れ最も當局者の注意すべき點にして、増税と起債との關係を取る所なり。斯の如き場合には其國債の起る原因は經常收入の不足に在らずして國家社會の發達進歩を妨害するとを恐るゝに在るものなり。故に曰く國債の因て起る基は必しも經常收入の不足に在りと云ふべからずと以上述べ來りたるが如く豫算收入にても經常收入にても其不足に因て國債起ると云ふを得べきも國債の因て起る基は必しも豫算收入或は經常收入の不足に在りと斷言するとを得ず。然らば則ち國債の起因は如何なるものぞと云ふに、一言以て之を盡ふと能はず、強ひて之を舉れば豫算收入の不足、經常收入の不足及び其不足にあらざる政治上或は財政上の都合なりと云ふの外なし

第四節 國債の物質

國債の起因は前述せしが如しと雖も國債とて必しも現金を借るに限るものにあらず、凡て政府の借方に屬するものは皆國債となるなり。今之を例せんに政府某會社に若干の物品買上げ代を下附すべきも、財政の都合に因り代ふるに公債證書を發行して與ふるか、或は唯延期拂となすかの場合に於ては實際現金を借りたる

ものにあらず、又預り金の如き素より特に要求して借入れたるにあらず、唯預け人の望に出るものにして、但政府之を返還せざるべからざると猶借入金と同一なるのみ。或は米穀の如き毫も金幣を借らざるものにして、國債となるものあり。之を要するに實際現金を募らざるも、又求めて之を借入れざるも、又必しも金幣ならざるも、苟も政府の負債に屬するものは一に皆國債とす

第五節 國債の募集

然れども國債は募集さるゝもの多く、古今諸國の國債を見るに十中八九は募集されしものに係り、國債と云へば殆ど募集さるゝものゝみの如くなれり。而して國債は何人より貸出すものかと云ふに、本來は何人よりと限るべきものにあらず、唯にても募集に應ずるものは其額を申込み所定の順序を経て貸出すことを得べきものなり。然りと雖も是れ唯理論上のとのみ實際諸國の法律に因て或は内國民のみに止るもあり、或は外國民のみに限るもあり、又は内外國民とも随意に申込を得るもあり。日本の國債の如きは明治十六年十二月、中山道鐵道公債の例出でし迄は其募集に應ずるを得べき者は内國民のみに止りて、法律上外國民の申込を禁

したり。又明治三年及び同六年發行の新舊外國債の如きは全く外國より募集し内國民より申込をなしたる者なし。後ち前の中山道鐵道公債の時よりして内外國民とも随意に申込むとを許されたり。以上述べしが如く實際諸國の法律に因て差あれども、一般學理上より云へば國債は單に一國政府が其國民より募集する者なりとは云ひ難く、又外國民よりとも、或は必ず内外國民のみよりとも云ひ難し。時に或は内國民のみのとあり時に或は外國民のみのことあり、又或は内外國民相混ずるともあるべし。嘗に内外國民のみならず政府、帝室等も債主となるとなきにしもあらず。普國政府は千八百七十年の後に佛國政府より要求したる償金五十億法の中を以て公債證書を買込み所有したりしが如き、又我宮内省にても公債證書を所有さるゝのみならず金札引換公債の如きは發行の時、屢同省より申込まれしが如き、或は減債基金と稱して公債證書を所有するが如き場合是なり

第六節 政府の信用

國債の多くは募集に係ると前述の如しといへども、是れ皆政府の信用に依て募集することを得るなり。而して其信用の大小に依て起債力の大小あると恰も一個

人が其信用大ならば容易に巨大の借財をなすとを得べく、又信用小ならば少小の借財をもなし難きが如し。若し夫れ政府の信用薄ければ縦令高利を附するも國債の募集に應ずるもの少なかるべく、時に困りては全く應ずる者なかるべし。之に反して政府の信用厚きときは縦令低利なりとも國債の募集に應ずる者頻りにして申込高其元額を超過するに至るべし。政府の信用の國債に關する所豈其大ならずや

政府の信用の係はる所は素より其國に止るものにあらず、廣く外國にも及ぶものにして一國の政府其信用薄ければ外國は非常に高利にあらざるよりは其國債の募集に應ずるものあらざるべく、若し餘りに信用薄ければ全く應募者あらざるべし。土耳其、埃及、政府の如き之を開明諸國の政府に比すれば其信用厚からざるが故に其國債は高利ならざれば外國人にして之に應ずる者なし。今兩國政府が負擔する外國債は大抵五分、或は六分の高利にして埃及の如きは當初は七分なり、又土耳其は今尙九分の利あり、加ふるに實際は額面以下にて發行し甚しきは殆ど四割の割引ありしとあり。已に日本の如きも明治三年に起したる彼所謂舊外國債

は九分の利にあらずや。當時龍教市場の利子歩合を見るに僅に三四分に過ぎず。若し英國政府にして其國債を募りたらんには必ずや三分或は三分半の利を以て容易に應募者を見らるべからんに日本政府の國債には其三倍の高利を要したるは何ぞや。是れ他なし、當時歐洲諸國にては未だ日本と交際を開くと日尙淺く甚しきは日本の地球上にあるを知らざるもの往々これありて外國に於ける日本政府の信用は實に微薄なりしが故なり。九分の利は或は餘りに高きに過ぎ實際九分以下にて借り得べかりしとするも到底龍教市場の歩合よりは非常の高利ならざるべからざりしならん。政府の信用微薄なる時は其國債は實に利子歩合の高きのみならず其償還期限も短かゝらざるを得ず。若し政府徵購にして永續すべきや保し難きか、或は財政困難にして必ず納の如く償還するや否も確認しがたき時其他凡て政府の信用微薄なるときは縦令高利なるも無期又は永期ならば其國債の募集に應ずるものなかるべし。此故に現今信用大ならざる政府の外國債は大抵短期ならざるはなし。土耳其、埃及の外國債の如きは多く短期にして、而も毎半年に償還するものなり。看よ清國政府所發行したる外國債の如き其期限僅に三

少年又は六少年にして毎年の仕掛額は幾て公告證書に在るにあらざるや。又日本の新舊外國債の如きも甲は十二年乙は二十五年にして何れも短期ならざるはなく、又定期仕掛ならざるはなし、嗚呼信用激薄なる政府の國債は其れ斯の如し。之に反して若し信用増加するときは其結果は直ちに現はるゝものなり、土耳其の如きは六分の利を以てすら發行價格額面以下ならざれば應募者なかりしに同國に於て千八百五十五年に起したる五百萬磅の國債には其後兩國其保證に立ちしを以て唯四分の利子なりしも發行價格額面より二分餘以上なり。嗚呼均しく同國の國債にして斯く其利子歩合に殆ど倍の差ある所以のものは唯其後兩國の保證ありしが故のみ信用の大小其關する所並に其れ大ならずや

政府信用の大小は國債募集の多少に關し、又其利子歩合及び期限、仕掛方等に係はるは前述せしが如くなれば政府の信用は國債上實に最大の關係を有し、誠は國債を募集するの骨髄を云ふべきなり。斯く政府の信用と國債との關係を喋々論し來りたれども是れ政府の信用の大小は國債募集の多少に關するを述べざるものにして國債募集の多少に因り幾もに政府の信用の大小を判すると能はざるものな

り。何となれば政府の信用薄きにあらざるも或は人民に應ずるの資金なきか、或は債主に於て其資本を他に投下する方利益多きときは應募者少かるへければなり。是れ政府の信用厚きにも拘はらず應募少き場合に於て既に應募の多少を以て政府の信用の大小を判定すべからざる所以なり

抑も信用は如何にして之を得るかと云はば畢竟一に歸す。曰く政府約定を履行し國債を償還することと是のみ、政府是迄約定を違へず償還を怠らず又後來も尙怠らざるべしと確信さるゝ時は其信用大なるべく、又政府是迄其約定を違へ償還を怠りしに後來も尙其機構あるときは其信用小なるべし、是れ理の最も變易きものにして一個人の信用を得る方法と違ふ異なることなし。元來人の危に資金を貸す所以のものは其資金を失はすして幾分の利子を得るか、或は年金の如く元金の還却は要せずとも元利を合せし種の金額を定期に得るかを目的とするものなれば若し約定を違へば元金を數員に還却されず利子も充分收むることを得ず、或は年金も擔不受ること能はずんば誰か能く貸付をなすものあらんや。故に後來國債の償還期を違へ又後來も同様ならんと認めらるゝときは如斯政府に向て貸

付くるものあらざるべし。ガルニエー氏も政府の信用の基く所を説て曰く、政府に於て如何なる事故ありとも當初の契約を遵守せることをして債主に向て保証するに在り。政府の信用は國債償還の成績如何に因るものなれども其償還は後來の償還にして必しも是迄の償還如何を含むものにあらず。又唯是迄の償還如何をのみを云ふにもあらず既往の償還は既往の國債に關し新に募らんとするの國債に關せず。故に縱令從來の國債を是迄忘らざ償還し來ればとて新に募らんとするものの償還には關せざるものなり、若し國家騒亂あるか或は革命等の爲め後來此新債の償還覺束なしと認めらるゝ時は縱令是迄國債の償還を忘らざりし政府なりともその信用は徹海にして新債の募集に應ずるもの少かるべし。又是迄國債の償還を忘りしも政府の改革、財政官の更代などに因り後來其償還を忘らざるべしと確信し得たる程ならば其信用大にして新債の募集に應ずるもの多かるべし。是故に新に募る國債に關する政府の信用の大小は畢竟は後來の國債の償還如何に因るものにして必ずしも既往の國債償還に關するものにあらず。然るに雖も通例の場合に於ては既往の償還如何に因り以て後來新債の償還如何

を判し得るものなれば素より全く關係なしと云ふべからず。古來約定を破り信用を失ひしもの往々にしてこれあり、ル井十四世帝最初の約定を破り爲に信用を失ひしが如き、又西班牙政府も約定を守らざるに因り大に信用を損ぜし等の例もあれ、故平素償還を忘らざるは政府の信用を大にして國家危急の秋に留んで容易に國債を募集するを得べき基なり。世の財政に従事する者宜しく鑑みざるべからず

第七節 國債と私債との差違

政府も一個人の如く負債するものにして其負債は則ち國債なることを述べたれば是より進て政府の負債即ち國債と一個人の負債即ち私債と其間の差違を論せんとす

國債と云ひ私債と云ふも其負債なるとは素より同一なれども其性質に於ては大に差違あるものなり。一々之を列舉せん

第一、一個人に在りては時に或は負債を起さずとも他に融通の途なきにあらず。抑も一個人は臨時の費用を要するときは殊に他より借入れざるも其財産を賣て

金策すと雖もたあらず。例へば其邸宅衣服調度等を賣るは頗る通常のことにし
て非常の調度なれば大抵速に賣却するを得るものなり。然るに政府は斯の
如き調度を爲すと能はず。政府若し當舖合或は其調度を賣却せば爲に非常の不都
合を生せんと衆より嘆々を俟ず。又政府が要する金額は衆より一個人の如く少
かにあざれば當舖合或は其調度を賣却するも以て費途に充つるに足らず。然の
みならず官倉貯蔵山野森林等の如きは其しや之を拂下けんとするも餘りに廣大
なるもの故に容易に賣却者少なく到る急遽の間都合はず。故に何れの點より見る
も政府は一個人の如く其財産を賣却以て一時の融通をなすことを得ず

第三 政府の負債には時としては國民より強ひて借入るゝものあり其方法は種
々あるべし然れども多くは國民の財産に幾分の割合を以て出金を購取するものに
して租税の如きものなり。唯其異なる所は租税ならば償還せざれども負債なる
が故に償還せざるを利子と拂ふにあり。是れ所謂強制借入なるものにして
當國國債國庫券等は於て盛に行はれしものなり。是れ最も一個人の負債と違
ふ所はば一個人は斯の如く強ひて借入るゝと能はず

第三 一個人の負債には自ら其證書を以て一國法律上の通貨となすとなし。假
令銀行紙幣の如きものありて恰も通貨の如く用ゐらるゝも其大本を推せば唯一
國法律上の通貨を代表する一箇の負債證書に止りて敢て法律上の通貨と云ふも
のにあらず何時にても其代表する法律上の通貨と引換ざるべからず。其し時に
或は法貨となるとなきにあらずも銀行自ら之を爲すものにあらず。政府の濫許
に因るものにして決して最初より自ら其負債證書を法貨となすとなし。然るに
政府の負債には自ら其證書を全く法律上の通貨となすことあり。是れ政府が發
行する不換紙幣の類にして不換紙幣なるものは全く政府の負債にて他日償還す
べき義務あれども銀行紙幣の如く何時にても引換ふべしと云ふものにあらず

第四 政府の負債には時としては其要する高よりも多額の申込をなし爲に割戻
をなすことあり。是れ現に我軍事公債の如き申込高は募集高より倍以上の超過
ありし類にして一個人の負債には如斯となし

第五 一個人の負債は其債主數人なるとなきにしもあざれども多くは一人な
り政府の負債の如く其債主許多なるとなし。國債は一會社或は一豪家より一手

に借入るゝとなきにあらざれども大抵公債證書を發行して廣く債主を募るものなれば其の數許多なるを以て常とす

第六 政府の負債は其金額を募集するの後其使用を詳細に債主等國民一般に示さしむる可らざれども一個人の負債は雜令之を有益の事に使ふも又無益の事に用ゐるも其使用を一々他に示すとを要せず

第七 一個人の負債は皆有期にして甚しく永遠なるものなし然れども政府の負債には所謂永遠公債の如きものありて其期限は何時なるやを極めず百年となるも二百年となるも債主に於て之を請求する權なきものとす。其有期のものにて九十年、五十年、三十年等の期限にして随分永きものあり。蓋し負債者たる政府は一個人に比すれば其命數頗る永く夫の五十常命を以て量るべからず國家未曾有の變あらざる限りは依然として終らざるものなり。故に政府の負債は一個人の負債より其期限永きを得るものとす

第八 政府の負債は之を償還するに一個人の如く其財産を賣り或は節儉を致して以て之に充つるゝ能はず。政府館舍廳度等其財産を賣却するゝ能はざるは已

に前述せしが如くにして又其經費にも非常の節儉を致すを得ず。例へば若し非常の節儉を爲さんとして大に經費を減すれば官吏も多分免職せざるべからず、隨て事務上大に不都合を來し警察も充分なると能はず、教育も盛ならず、或は軍備の衰微を來す如き其他舉て數ふべからざる不都合を生ず。且しや國債を償還するも爲に數倍の害を蒙れば到底政府の經費に非常の節儉をなすと能はず、必ずや新税を起すか舊税を重うするか新歳入の途を開かざるべからず。之に反して一個人は随分邸宅を賣り、衣服を典し、飲食等に節儉を致し、非常の不都合を生せずして負債を返還することを得るなり

第九 一個人の負債は其額も政府の負債よりは少なく又之を返還するも別段租税を重うするが如きとなければ、爲に國家に損害を與ふるとなし。然るに政府の負債は之を起すに當り其額巨大なれば通貨市場に大なる影響を及ぼすとあり。又之を償還するにも前述せし如く新税を起すか舊税を重うするか新に歳入の途を開かざるを得ず。若し新税を起すか舊税を重うするか兎に角租税を増加せば國民大に苦み續々歎願哀訴等をなし、或は終に騒動を惹起すにも至るべく、又幸に

して右等の事なきにもせよ爲に百般事業の發達を妨げ或は爲に資本の外出を致す等國家に損害を與ふるとあり

第十 政府の負債は其債主に權なく負債者に權あり。縱令債主に不満足あるも之を訴ふる裁判所は則ち負債者なる政府なれば其し政府が約定を履行せず其負債の償還を爲さざるも之に身代限を命するが如き裁判所なく、債主無理不正なる取扱を禁るも干戈に訴ふるにあらざんば之を訴ふるに所なし。一個人の負債は乃ち然らず、負債者若し約定を履行せず債主不満足なるとあるときは進で之を裁判所に訴ふれば其曲直を判し之を法律に照らして身代限を命するを得て遂も負債者の壓制に服せざるものとす

第八節 國債と租税との區別

國債と私債との差違は前段已に述べたれば尙一步を進めて國債と租税との區別を辨せん。然れども下條載する所は素より唯其性質の區別を述ぶる迄にして兩者の利害得失等は更に第二章に於て論究すべし

國債は之を償還するに利息等々費分の租税を以てするものなれば之を募集する

は恰も有力者をして一般國民に代り將來の租税を一時に前納せしむる者の如く。又所謂應制借入の如きに至ては強ひて應分の出金を爲さしむるものなれば其性質尙應制借入に彷彿たれども素より國債と租税とは其間區別あるものなり。乞ふ今逐次之を左に述べん

第一 國債は將來の租税を一時に前納するものに似たれば恰も租税の如くなれば應制借入の如きものと雖も之を償還せざるべからず、加ふるに大抵利子を拂ふものなり。然るに租税に至ては一度政府に上納すれば永世之を償還するどなく唯之を徴收するのみなり

第二 租税は國民たるもの何人たるを問はず尙も賦課さるゝに於ては到底之を逃れざるべからず、若し之を上納せざるときは法律を以て處分せられ終には公費處分に據り應制を以て上納せしめらるゝに至る。之に反して國債は應制借入を除くの外は應制を以て上納せしむるものにあらざ、何人にも募集に應せんとする者は其望丈けの額を申込むを得べく、又募集に應するを欲せざる者は一錢たりとも出金するを要せず

第三 國債は前條に於て述べしか如く必ず國民一般に賦課して出金せしむる者にあらず、其意を違へざる者は猶より出金するに及ばざる次第なれば出金者は必ず國民一般にはあらずして其幾分に過ぎず。或は國民中一人の出金者なきにも要るべけれどる種税に至りては其賦課する所國民一般に係り國民中一人の上納者なしと云ふが如きことあり

第四 種税は内國に限り賦課するものにして外國より徵收するとなし、然れども國債は内國にのみ課するものにあらず、廣く外國よりも募ることあり。此事方今に至ては漸く廢にして國債の額巨大なるときは最も外國よりの出金を要するものとす

第五 國債は之を課税し若し其申込高算定の額を超過するときは之を制限する申されども種税は之を徵收するの後總令算額より超過するも取て納税者へ割戻すことなし

第六 種税は賦課せられし額を上納するまでにして刑に保證金を納め假證書と納税等項を著るに納税者元利金納下等の手数を付けれども國債は之を募集するに

は先づ條例手續等を發布し次て公債證書を發行し、之を賣出し、保證金と稱して俗に所謂手附金若干を賣納せしめ、或は數回割拂の如き一々假證書を渡す等種々の手續を要するものなり。又募集後も期限に至れば元利金を拂下ぐる等の手数あり

第七 國債は其證書を賣買するものにして應募者中には其間に利を占めんとて申込を込すもの少なからず。時に因れば申込價格より非常の高價を以て賣買するものあり、或非常の低價なるものありて盛に取引するものなり。然るに種税は之を土納し、たゞして其個數證書を公債證書の如く賣買するとあたはず

第八 種税は其賣定を徵收すれば之を償還するに及ばざるを以て刑に其償還に對し、何等の輸入の税を設くるを課せず、故に國債の如く募集後新税を起し種税を重くする等のことなし。之に反して國債は之を募集するの後に其償還に充つる爲め種税を起すか種税を重くするか見に再新に輸入の税を設けざるべからず

第九 國債は募集後其償還の爲め種税を増し永く後世に及ぶとあれば現在の負擔として募集を課せしむるものなり。種税は則ち然らず、一時に所要の金額を國

民より徴収するに止まり後之を償還するに及ばされは現在の負擔を現在の國民に課するものにして國債の如く後世の國民をして負擔せしむるとなし

第十、租税は政府之を増減するは何れにするも立法に屬するものにして行政權を以て左右するに能はざれども國債は然らず。例へば政府物品を買上ぐるも其代價を拂ふと能はずして延期拂となすが如き、或は佛國の如く單に大藏卿の許諾に依て舊時國庫に預り入るもの又は中央出納局の手形の如き等其他大藏長官の行政權内に於て國債起るとあり

國債と租税との區別は略、以上擧げしが如くにして此の他尙多少の差あるべけれど此に之を略す

第二章 國債の利害得失

第一節 概論

國債の利害は基礎如何に因て定まるものにして若し結果利益を生ぜば其國債は國家の利益を成すべし、或は若し結果損害を致せば其國債は以て有害となるべきなり。尙有國債の利害を論ずるに及ばず、其利害を得し

ものも少なからざれば一概に國債は有益なりとも又有害なりとも斷言し難く、唯其結果如何に因て利害定まるものとす

國債の有益となり又有害となるも其結果如何に因るは夫れ斯くの如しと雖も結果如何を求すは使用如何に因るものなれば其方法宜しきを得ば其結果必ず宜しく其方法宜しきを得ざれば其結果亦宜しからず、抑も國債其物を論ずれば尙も政府の負債にして之が爲め經費を増加し隨て租税を増加するが故に尙より好ましきものにあらず。然れども酒藥の如く健康上より云へば人の藥を飲むに至るは不祥のことにして藥は好ましきものにあらず之を用ゐざるを好しとすれども尙も人にして壯健ならざる間は之なかるべからず。國家も疾病なきを保せざれば其壯健にあらざる限りは之が藥なきあたはず、而して其藥の功害は其使用方に因て定まるものなり

第二節 諸氏の論說

右に論したるが如く國債は一概に有益又は有害と爲すべからざるものなるに古來學者中往々其意を誤り、或は全く有益のもの、如く、或は全く有害のもの、如く、

又或は無益無害のもの無く見做せる者あり。今其論議を尋んに、ロバート皮田ク、國債は左手に取て右手に拂ふものなり、故に一國全轉に關しては之が爲る財の増減することなし。如何にも國債は事より借り後ち乙より租税を徴收して又甲に還ふものも如くなれば政府は唯其仲人の如く煩る容易にして爲に毫も一國全轉の財を増減することなき事如く知くなれども實際に臨んでは斯る容易のものにあらず。抑も事より乙乙より甲と受拂をなすにも國債に對ては一人二人に止まらば其は容易に其職をなすこと能はず、必ずや政府には之が爲り特に役員を置かざるべからず。其役員もても多數の職費を司り巨額の金圓を扱ふものなれば二三人の能くすべからざることを以て多人數を要し隨て多數の給料を要すべし。然のみならず其の印紙を扱ひ其他國債に付き種々の雜費を要するものなれば尙の如き費用は全く生産の妨も無く唯止むを得ざるに出るものにて若し其費用次第の金額をして入庫の手に盡せしめば夫々資本として使用するべきものなれば、國債は左手に取て右手に拂ふものなり、故に一國全轉に關しては之が爲る財の増減することなし。

夫れ公債證書所持人に仕拂ひたる金員が被稅者の手に在りしときと同一の働きをなすものにあらず多くは其生産力を減するものなり、若し國債なくして其償還に充つる種々なきときは之を拂ふの金員は皆夫々生産をなすべし。此點に於ても國債は唯右より取て左へ移すものにあらざることを判然たり。國債を以て全く有害となしたる者には非常の偏見を有する者あり。リョード氏の如き其一人なり。氏の説は國家戰爭起るに隨て其費用を拂ふには國債を起すことなれば能く租税を以てすべしと云ふにあり。氏其理を説て曰く、租税を以て戰爭費を拂ふときは其負擔より重しと雖も戰爭止めば負擔も止むものなり。今夫れ戰爭税を千磅として一時に之を賦課すれば被稅者は多分其收入より節儉して以て之を納め現世の人民のみにて戰爭の總費用を拂ひ盡し、一國の資本を減することなかるべけれども、若し國債を以て千磅を募り之を戰爭費に充て其後利子として五十磅を租税に徴收すすれば人民は唯其五十磅のみを節儉して以て納め、前に國債を以て募りたる千磅だけは徒らに消費され一國の資本を減せざるべからず。故に租税を増加して以て戰爭費に充つるは國債を募るより優るもの

なり。然るに世常に租税は國債に比すれば徵收に便ならずとなすものあれども、被税者は充分節儉して租税を拂ふか、又若し各自の收入より租税を拂ふこと能はずとすれば其財産の幾分を賣るか、又は他より借入ること能はざるにあらず。已に國債の募集に應ずるの資金あるは適宜の方法に因りては右の如き被税者が借入れ得べきの資金あるを懸するものなれば其金を借入れて以て租税を拂ふことを得べし。而して租税なれば甲資金を貸して乙元利を拂ひ又國債となるも甲尙資金を貸して乙尙元利を拂へとも唯其違ふ所は前には乙より甲へ直接に拂ふものなれども、後には乙より政府の手を経て間接に甲へ拂ふの別あるのみ。敢て租税にても徵收に便ならずと云ふことなしと

サスタッド氏曰く、國債は財政上年金となり政府をして非常に巨額の負債を擔はしむるに至るを以て之を募集すべからず。若し之を募集せば人民の耕耘肥培或は土地開墾に必要なる資本と土地とを掠奪するものと云ふべしと

ユストランド氏亦曰く、國債は人民と政府とをして放逸に陥らしめ後世の財産、政府への徵收す、國債は無名不正の戰爭を起さむ、國債は政府の壓制をして大體も

しむ、國債は人民の勉勵と節儉との精神を失はしむ、國債は物價を騰貴せしむ、國債は租税に比すれば利子丈け餘分なる金額を人民より徵收す、國債巨額なるときは勢終に道徳上に反違せる方法を以て其償還をなさざるを得ざるとありと

アダム、スミス氏も同じく國債を非難する論者にして國家一度國債を起すに至れば之を償還し盡したる例殆んど無しと論じ、國債巨額に登り年久きに亘らば國家瓦解すべしと論じ、國債は未來の生産の盛なく無益に消費さるゝものなりと論じ、國債を以て經費を拂へば國家に成立來りし資本の或る部分を損し生産的の勞力者を保つしたる資本を以て不生産的の勞力者を保つするものなりと論じ、貯蓄は國債を起すよりも租税を以てする方に多しと論じ、ヘニス、ゼノアの共和黨互に獨立せんことを欲したるとき又は千六百年代の末期に於ける西班牙の如き實に國債の爲に漸く國家を衰頹せしめたりと論じたり

ヒュートン氏曰く、政府をして國債を發行するを得せしむるの不經濟なることは餘へば猶放蕩息子に與るに龍教各銀行より借入を爲し得らるゝ信用を以てするが如し。國債償還に充つる租税の爲に物價を上げ貧民の負擔を重からしむ、公債證

害は大抵働かざる人の手に在るものなれば人民をして姑息の氣を生ぜしむと。
 カルカハ氏は租税と國債とを比較し終に國債は勞力者のみをして國費を負担せしむるものなりと論断せり。
 有の勞働種々の論者あり或は國債は開化の餘毒、戦争の餘殃と云ひ、又は現世の費用を無意味に支拂はしむるを憐れか故に政府をして危険の業に馳せしむるの患ありと云ひ、若くは勞力者を苦しめ富者を惠み坐食の富民此に於て起ると云ひ、偏に國債は有害のものも如く云ひなす者なり。此等の説は皆偏見と云ふべきのみ無執とも存在反して國債の害を知らず其利のみを知て嘆々國債を賛成するものあり、則ちヘルケリト氏の如きは國債は金坑なりと云ひ、ピント氏の如きは國債は社會の富を増すものにして即一國の資本なりと云ひ、ウルトアイル氏は一國國債を負へば決して貧するもなく反て生産的工業の發達擴張を奨励するものなりと云ひ、マド氏は國債は金融を滑にすと云ひ、其他イミルダラデン氏アイザック、ペレオハ氏等の如き皆之に類する説を吐き種々其利のみを説き、國債を以て一概に有益のものも如くに論せざるも是亦片言多たる説なり。嗚呼大家を以て翻せら

るゝ者にして尙ほ偏見の説あるを免かれず、兩端を叩て眞理を窺ふは豈亦難きことならずや。乞ふ是より國債の利害得失を説き併せて前の論者の偏見たる所以を辨せん。
 國債は有害相損するものなれば今之を分て其利たるどころ又其害たるどころを論ずればれども以下述ぶる所は唯其利害のみを説くものにして決して偏見論者の如く國債は概して有利又は有害なりとて嘆々するにあらず。又以下説く如き利あるを以て必ずしも國債を起すべしとて又害あるを以て決して之を起すべからざるも云ふにあらず

第三節 國債の利得

抑も國債の利あると少なきにあらず、嘗々之を別て九とす

第一 國債は財政困難の急を救ふの利あり

國債の財政困難の急を救ふの利あるは最も緊要なることにして此點に於ては取分け財政學上の研究を要するものあり。而して古來學者の國債を善とするもの大抵其論據を此に歸するものなれども亦反對の論なきにあらず。已に前述した

るが如くアダム、スミス、リカード、カルマー、エストラー、ロム、チンキー等の諸氏は皆國債を非難し、就中リカード氏の如きは急速の場合にても租税の徴収に不便ならざるを辯護し、國債の租税に劣ることを説きたり。其所論は前に述べし如くなれども果して租税を以て一時に巨額の費用に充て國家危急の困難を救ふを得べきや否や今詳細に之を論究せん。

リカード氏の論は可成り可なりと雖も其可なるは道徳上或は論理上より見たるものにして實際國家に處する財政上より見れば到底行はるべからざる事なり。道徳上及論理上より云々ば現世の負擔を後世に遺さず又永く國債の利子を拂ふが如きことなく政府が國債として借るも人民が租税を拂ふが爲め私債として借るも有るも貸すべきの資金ありとすれば彼も是も同一の如くなれども實際に於ては大に違ふものなり。夫れ一國政府は其瓦解滅亡の爲に國債を償還せざるに至るは殆んど無しと云ふも不可なることなし。例へば佛國一時普國の爲に非常の敗を蒙り遂に滅亡すべかりしも思ひの外今の警備を致すに如き其信用は之を通常一國人の勇々義勇奮闘を等とすものに比すれば素より大なるものなれば實

本家の政府を借するは通常一個人を借するよりも厚し、此に於てか國債の利子は通常私債の利よりも低し。又危險を恐れ容易に通常一個人には貸出さるる蓄財家も進て國債の募集には應ずるものあり。故に實際に於て到底政府と通常一個人と國債に借財するを待す。又聯合リカード氏の説行はるとするも強て租税を増加せば被稅者到底之を拂はざるべからざるを見て資本家は之に貸すに非常の高利を以てすべし、果して然らば被稅者は政府國債を起して之に拂ふの利子より高き利子を拂ひ、富者は此場合に際して非常の益を受け貧者は益々貧となりん。是れ思はざるの甚しきものならずや。

又夫れ資本家も國家危急の秋に際しては直接に其政府には貸出すも間接に人民には貸出す者少なかるべし。何となれば素と其貸出すべきものは政府の使用に供するものにして幾分か報國の意を合むものなれども、間接に人民に貸出すに於ては果して負擔者が其借りたるものを政府に納むるや否や、又果して租税を拂ふの資力なき者なるか一々之を穿鑿すること能はざればなり。故に租税を納めしむるが爲め通常一個人に貸出すものは國債として政府に貸出すものより少なき

せ知るべし

以上述べたるが如くなるを以て國債と私債とは同しく借財するものなれども、
カード氏の如く之を同一に見候し國債に應ずる資金を以て私債に應せしめ之に
因て盡く種税を納めしむることを得ず

且つ夫れ政府ならば外國債を起すことを得べけれども通常一個人にては政府の要
するが如き巨額の資金を一時に外國より借入ると能はず若し國家大に疲弊し財
政困難に候ふの資金民間になきに至てはカード氏の説の如く人民私に借財し
て巨額の種税を納むることを得ず此時に當ては外國債を起すか若くは不換紙幣を
發行するの外なかるべし。而して不換紙幣は到底人民私に發行すべからざるも
のなきを知らばカード氏の説金と取らるものと云ふべし。尙又假に一步を氏
に譲り國債の募集に應ずるの資金を以て人民をして私に借財せしめ以て種税を
納めしむるを得せしむるも資本家より直ちに政府に納むるにあらざして一度
種税を納めしむれば政府は納むるのなれば實際政府に輸入するは二度の
手續を納むるのなす。政府は種税に國債を募集するに於て多少の手續を要し爲る

に日子を費すものなるを人民互に貸借するに際し或は個人を立て借入をなし、登
録公債等種々の事ありて大に時を要するのみならず、後又種税として徴収する
に當りても又各種の手續を要すは實際政府の手に入るは急速のことにある
也。而して國家は急に當ては通常國債を募集するさへ其間に合はざることもあ
れば斯る時には不換紙幣の如きものを發行するか若くは銀行より直接借入る入
の外なく、到底種税のみを以て非常の費用を充つること能はず。……
種税の急速の徴収便ならざるは最も論者の眼目とする所にして、又國債の因て
起るの上を轉送る所以なれば、乞ふ所少しく其理を説き併せて國債を非難する者
の説を駁せん。……
夫れ國家の事務起り豫算の收入は其非常の費用を拂ふに足らず、其額も巨大なる
ときは到底收入を増さざるを得ず、而して之を増すの途は豫算の經費を節するも
亦より巨額を得ること能はざれば必ずや新に收入の途を開かざるべからず。然
し而して此の時や亦より事實に於て之を處するも頗る急遽を要するを以て新
收入の途は能く急遽の用に便なるものを取らざるべからず。何としか急速の用に

個なる輸入の進を云ふ、曰く増税なりとせん乎、増税は先述述べたるが如く、道義上及論理上より誠か可なりと云ふべけれど、是れ開化の度進歩人民益々國家に對するの義務を重し、國家の爲りには如何なる重税をも服せざるを納むるに忍び難きを務むるの度に至らざれば實行し難く、現今の人民の道徳を以て見れば一時に増税を重くするときは、賦税等を探り、磨削、不納等續々起り、後を調査し、之を督促し、實際政府に背納するは、急速の事に非ず。又最初之を賦課するにも種々調査を要し、道徳試験等を正し、税率を擬む等實行前已に多少の日子を費すものなれば尙更以て急進の用に供するを得ず。故に眞背納するを俟ては時機を失することなきにあらざる。又實に一事を學ぶの急に至りては、到底増税の能くする所にあらず、必ずや先の一歩不換紙幣を發行するべし、若くは銀行より、直に借入れざるべからず。又更に増税をなせしむるは、其實際の收入迄は大蔵省證券を發行せざるべからず。此の如き場合に、國債を起すは實に止を得ざるものにして、是れ用は賦税等重くするよりも、取らざるよりも、多かるべし、實に借入にして、皆無職家の知る所なす。斯る急進の道を、實に國債を起さずして、漸進の道に進むるは、實に善なる道なり。

人の急病を起すに際し、病後の衰弱を恐れ之を救ふの劇藥を用ひず、迂遠の藥劑を施すは、是れ亦多し、然るに、此の如き場合に、國債を起すは實に止を得ざるものにして、是れ用は賦税等重くするよりも、取らざるよりも、多かるべし、實に借入にして、皆無職家の知る所なす。斯る急進の道を、實に國債を起さずして、漸進の道に進むるは、實に善なる道なり。

英國の國債と賦税とを、其の相補するに當り、時の相補する、フット・パンドは、國債と賦税との、現世の負擔は、現世の人民に課せしむべし、として、現今の賦税を以て、賦税年供せんとす。然るに、其の所納するは、其の物品に課する税を増し、しめられたるものに、其の實收は、現世の人民に課せしむべし、として、現今の賦税を以て、賦税年供せんとす。然るに、其の所納するは、其の物品に課する税を増し、しめられたるものに、其の實收は、現世の人民に課せしむべし、として、現今の賦税を以て、賦税年供せんとす。

英國の國債と賦税とを、其の相補するに當り、時の相補する、フット・パンドは、國債と賦税との、現世の負擔は、現世の人民に課せしむべし、として、現今の賦税を以て、賦税年供せんとす。然るに、其の所納するは、其の物品に課する税を増し、しめられたるものに、其の實收は、現世の人民に課せしむべし、として、現今の賦税を以て、賦税年供せんとす。

英國の國債と賦税とを、其の相補するに當り、時の相補する、フット・パンドは、國債と賦税との、現世の負擔は、現世の人民に課せしむべし、として、現今の賦税を以て、賦税年供せんとす。然るに、其の所納するは、其の物品に課する税を増し、しめられたるものに、其の實收は、現世の人民に課せしむべし、として、現今の賦税を以て、賦税年供せんとす。

第五に國債は現世と後世と負擔を分つゝの利あり。新法は遠くたるは國債の急務當るは到期還付のみを増して以て其用途に供するに當能はず、必ずや一時國債を起さざるべからず、是れ實に止を得ざるを強きたるに過ぎず。之より更に進んで國家巨額の費用を要するに當り國債と還付と財政上其關係が明確に辨明するべきを論ぜしむ。

國債は還付を以て徵收するものにあらず、其募集に應ずるの資本あるもののみ好む當出するものにして蓄積金、浮金等を引出し、又外國より借入をもるものれば、或て募集の爲めに種種の如く生産費を増し、物價を高くし、貨品を騰し、工業の進歩を妨げ、資本の外出を致すことなく、又收税吏の賄賂、其他の弊害等なきものなむ。或る反して、租税は人民たるもの賦課するに於ては、賦課を減收するものにして國債の如く好むものは應募し、好まざるものは出さざるべしと論ぜしむ。然るに生産費は増し、物價は騰貴し、利得は減少し、資本は外出し、海運は衰微、國庫は減耗、社會の發達を妨げ、國家をして弱弊せしむ。是れ其租税の弊害は亦金等弊害の甚しきものなり、故に本を論ずる等者租税

を苦しむこと最も甚しく、或は終に竹槍席族の騷動を生じ、生産の表面を衰し、國家の發達を害せんも知るべからず。此の如きは古今其例に乏しからざるは、此にして最も恐るべきことなり。此の如きは、國民の如きも租税を一時に増加せば、一時起ると云ひ、是れ實に國庫の要ふるところなりとす。又夫れ一國事起り、國歩艱難なるに際しては、諸業衰微し、信用減縮し、人民皆苦しむものなるに、此時に當りて、租税の増しを一時に増加するは、其結果、租税を二重になすが如し。又此時に當ては、生産力も消費力も共に大に減するものにして、往來の租税と雖も其收入少なし。然るに、貨之を重うせば、生産費増し、物價騰貴するが故に、物品の賣買も減し、隨て利得も減するや必せり。故に、實情を與ふるのみならず、租税も亦充分之を收入すること能はず、就中間税の如きは最も此の結果を生ずるものとす。

唯前の如く、一時に負擔を重くし、國家に妨害を與ふるのみならず、道徳上亦好まじからざるあり。元來租税なるものは、到底充然なるものにあらず、幾分の不公平は免るべからざるものにして、或は被稅者の不正なるが爲に、賦課輕重等を生じ、存弊不公の甚しきものとなり、正者は重税を帯び、不正者は巧に之れを脱し、公衆を

して所謂固定なるものは愚の如き感覺を起さしめ道徳上實に好まじきことにも
 ず。有等の弊は到底租税の免れざる所では云へ、餘りに重みたるものとみなれば
 其害も少なじと雖も一時に巨額を賦課するに至りて盛に賦課課税等行はるゝを
 以て其害實に少小ならず。後を思ひ定を考ふるも巨額の租税を一時に増加す
 るは其害の大なる亦顯著ならずや。

租税の害其れ然也。然れども論者或は云はん、國債も亦終に之を償還せんれば租
 税を以てするが爲め、前述の如き害を免るゝ能はざるべしと、是れ大に然らず。何
 とすれば國債の償還は一時に爲さざるを得ざるものにあらず、數度に分ちて爲す
 を得べし、何れ必しも其募集の必要を盡せしとき、の如く一時に巨額の租税を増加
 するを要せんや。或は政府の都合宜きとき、借入で還償すべしと定むるも亦爲り
 がたきにのみあるを以て、實に一時に巨額の租税を増加するに及ばざれば可なり。

巨額の巨額の租税を一時に賦課せず、國債を募集して之に代へたるを以て租税
 の如き國家の發達社會の進歩を妨げざるが故に、國家の發達も諸發明其間に起り、故
 國の如く得れば、國家の發達も益増進し、之を償還する時、其後には國富大に増進する者なり。

(The left page contains extremely faded and illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.)

して所謂正直なるものは愚の如き感覺を起さしめ道徳上實に好ましきとにあら
ず。右等の弊は到底租税の免かれざる所とは云へ、餘りに重からざるべきならば
其害も少なしと雖も一時に巨額を賦課するに至りて盛に癡匿隠蔽等行はるゝを
以て其害實に少小にあらざ。彼を思ひ之を考ふるも巨額の租税を一時に増加す
るは其害の大なる亦顯著ならずや

租税の害其れ然り。然れども論者或は云はん、國債も亦終に之を償還せんには租
税を以てするが爲め、前述の如き害を免ると能はざるべしと、是れ大に然らず。何
となれば國債の償還は一時に爲さざるを得ざるものにあらざ、數度に分ちて爲す
を得べし、何ぞ必しも其募集の必要を感ぜしとき、如く一時に巨額の租税を増加
するを要せんや。或は政府の都合宜きときに當て還償すべしと定むるも亦爲し
がたきにあらざるを以て、尙更一時に巨額の租税を増加するに及ばざればなり。
且つ當初巨額の租税を一時に徴收せず、國債を募集して之に代へたるを以て租税
の如く國家の發達社會の進歩を妨げざるが故に諸業振進し諸發明其間に起り、政
其大に行はれ貯蓄益増加し、之を償還する時に及では國富大に増殖する者なり。

國債を有益の事業に使用せば其よりして種々直接間接の利益を與へ、大に國家の
發達を助け爲にメタカト氏が云へる如く人民の負擔力を増さん。ハッヌスコト氏
も國債の最終果を論しなから漸々人民の進歩するに依り其負擔を軽減せんこと
を云ひ。又メー氏も同様なる論にして富の増加する國に在ては政府經費の増加
は資本又は人口の増加より少なきものなれば國債の負擔は漸々輕減すべしと云
へ、若し夫れ國債の使用にして充分其功を奏せば之より生ずる利益のみを以て
其償還をなし、我は尙餘りあるにも至るべければ遂も償還の爲め租税を増加せざ
ることともあらん、斯かる場合には前述の害全くなきものと云ふべし

以上論したるは租税のみを以て巨額の費途に供するの害ある所にして實に國債
なき能はざる所以なり。此事に付ても學者已に論ずる所あれば今其一二を擧ん
ボキニ氏曰く、一時に巨額の租税を課して以し人民の資本を徴收せば大に其國
力を凋弊するものなれば宜しく租税のみを以てせず國債を起して人民の負擔を
調和せしむべしと。メタカト氏又曰く一國國債なきときは現世に對して負擔せし
むること多きに違ふべしと

國債は此の如き利あれども又一方より見れば其害なき能はざるを以て種々反對の論を爲すものあり。曰く、國債を以て事を爲すは真に之を爲すにあらず後世をして其局を結ばしむるものなり、而して戦争には多少の名譽添ふものなれば其費用の大なるも宜しく當時の人民之を拂ふべし、又之れが爲め非常の税を課し其重きを感ぜしむれば爲めに戦争の難きを覺り漫りに兇器の動すべからざるを知らしめ大に人民をして事を慎ましむるの効ありと。是れタリミア戦争の役グラ、ドストン氏の説く所にして其他リカード、ヒューム、エストラード、セイ等の諸氏皆同様の論にて、之を概して云へば、國債は、償還を未來になすを以て現世の負擔を後世に残すものにして恰も父其子に借財を残すと一般なれば道徳上最も好ましからざることなりといふにあり。且又理財上より云へば國債償還の爲め租税を後世に増加するが故に後世の人民を苦め其發達進歩を妨ぐるの恐あり、此故に宜しく現世の人民に租税を負擔せしむべしと云ふに過ぎず。此論たる素より一理なきにあらずれども畢竟亦偏見たるを免れず、若し此偏見を墨守し一切國債を起さず租税のみを以てせば果して其れ如何。乞ふ之を辨せん

素より國債は諸氏が論したるが如き害なきにあらずるも之を以て一概に國債を惡しきもの、租税を善きものとなし、一時の巨額の租税を増加する策の得たるものにあらず。抑租税は前に論したるか如く其實に少からず、况んや一時に巨額を増加するに於てをや。假令道徳上現世の負擔は現世に課すべきものなりとするも爲に國家に非常の妨害を與ふるのみならず、加ふるに又正者をして大に苦しめしめ不正者をして姦作を凝らさしむるを見れば同く道徳上好ましきことにあらず。且又一步を譲り償還の爲め後世の發達を妨げんとを慮り一時に巨額の租税を増加すとせば已に喋々したるが如き非常の妨害を與へ大に現世の發達を妨げん、現世の發達を妨ぐれば之に次ぐの後世如何ぞ能く發達するを得ん。後世を慮り之に負擔を残すことを恐れ餘りに現世を苦ましめ却て後世の進歩を害するが如きことあらば是れ後世を慮らざるものにして愚も亦甚しきとならずや。之に由て是を觀れば國際を起さずして代るに租税のみを以てするは反て大害あるものなり。而して國債の償還は必ずしも一時にするを要せず、其害は前に論したるが如く存外少小なるのみならず、或は反て之が爲めに利益を受け毫も害なきとな

きにあらず、國債にして能く其功を奏せば後世を苦しましむるものに非ず、反て後世を恵み永遠の利益を興ふるものなり。已に國債の爲め後世永遠の利益を棄らば其償還の負擔を分課せらるゝ何の難きことか是あらん。又分課せしむるも何ぞ道徳に反するものと云はん。ミル氏の如きも論じて曰く其益後世に及ぶものにして其費用若し現世のみにて拂ひ盡すべからざるときは後世をして其幾分を負担せしむるも敢て不正にあらずと。此故に國債を發する道徳論も時によれば悉るゝに足らざるなり

然り而して古今の歴史を考ふるに國債の爲め後世非常の害を禁れるもの少なかざれども是れ其方法を誤りたるに據る者にして之を見て直に國債を非難するは失脚を以て正論となすもの思はざるの極と云ふべし。學者中にも往々歴史に關りて國債は唯戦争の時のみ起る者の如く云ひなしたる者あり、即ちガルニエ氏は國債は戦争の先導、戦争は國債の先導なりと云ひ。アダム・スミス、リカード、ゼイ等の諸氏皆國債は戦争の爲め起る者の如く思へり。如何にも史を閱すれば國債の起因は多くは戦争に在るものにしてボウズー氏の國債史に英國の國債中值

に「オポール三錢」を工事に充てたりと云ふも不可なしとあり。然れども國債は決して戦争の爲めにのみ起るものにあらず、有益の大工事を起すに當り之が資本の爲に起るものあり。已に我が中山道鐵道公債の如き大に利益を後世に興ふる者にあらずや。又前の如く戦争の爲めに起るものといへども其方法宜きを得ば決して大に後世を苦ましむるものにあらず豈に一二の實例の以て全幹を非難すべけんや。如此は論理學の容れざる所なり

第三 國債は平素巨額の非常準備金を要せざるの利あり

租税は財政困難の急に際して其用を便せざると又一時に巨額の負擔を現世に興へ爲めに國家の發達を妨くるとを恐れながら尙國債を起すを欲せざれば平素非常に備ふる巨額の準備金なき能はず。是れ古より諸政府の設けし所にして今も尙之を有する者あり、乞ふ先づ其史を略叙せん。往古アゼンの政府はホルンヤの戦争則ち紀元前四百九十年よりペロポネササスの軍則ち紀元前四百四十六年迄の間一千万レント即ち大約千一萬圓を備へ。ローマに於ては奴隸免役税として其價の二十分の一を課し之を非常準備金となし或は外敵より分捕物あれば之

をサタルンの殿堂に蓄藏したり。其後アノガスタス、タイペリヤス、ウニスベヤア
 等の諸王皆此設をなせり。佛國の如きも昔日は諸王皆非常準備金を設けて之
 を子孫に傳へたり。又普國はフレデリック第二世帝の即位に當りて八百七十万タ
 ーラ即ち大約六百五十二万五千圓の準備金を其父フレデリック、ウヰリヤム帝より
 受継ぎ今も尙ほ千八百七十二年佛國より要求したる債金の内一億五千万フラン
 クを準備金となせり。非常準備金の古今其設ある斯くの如しと雖も文明國にし
 て方今此設あるものは唯普國のみなり

夫れ非常の事起り巨額の費用を要するに際し其備なくんば國債を起すか租税を
 重くするかの一を取らざるべからずと雖も、昔日國家興亡の不定なる時に際して
 は其信用も薄く政府に貸付くるもの少なかるべく、且又一時に租税を重くすると
 も難かりしならんか。加之戰國の世に當ては何時如何なる事の生せんも期し難
 き等、爲に平素非常の準備金を設くるは或は止を得ざりしなるべし

然り而して方今に至ては國家は昔日の如く容易に頓覆滅亡するものにあらず、隨
 て其信用も厚かりし事あるに隨て一時銀行より借入るゝか、或は通例の國債を募

集するも難きにあらざ、殊に方今外交日に開くるに當ては外國より借入るゝも亦
 容易なり。且平素貨幣の制度をして鞏固ならしむるときは不換紙幣を發行する
 も爲し難はざるに非ず、或は租税を重しく其收入に先ちて大厥省證券を發するが
 如き等文明歩を進むるの今日に當ては非常準備金は昔日の如き要用ならざるな
 り

實に要用ならざるのみならず却て弊害あるものなり、其最も恐るべきものは則ち
 濫用是なり。試に目下不用の巨金を徒らに眼前に積むとせよ人情離れか終に之
 を濫用せざらん。素より其精神は非常に備ふる爲めなれども眼前巨額の金員を
 有し、而して差し向き之を使用するの途もなく徒らに金匣に儲藏するが如きは實
 に人情の斷へざる所にして暫時の見込を以て之を使用するは勢の免かれざる所
 なり。今之を一個人に喰へんに、人若し準備金として空しく不用の金員を有さば
 十中八九は眼前の慾に迷はされて常情終に濫用せざるものなかるべし。其損得
 を直接に感ずる一個人に於てすら尙且つ然り、况んや政府に於てをや。是れ非常
 準備金の害たる其一なり

果夫れ巨額の金貨を彼らに蓄積するは財政上愚も亦甚しければ宜しく之を運轉し、以て利益を收むべしとて之を備用し、以て政府のなすべからざることをなし、人民に供すべき業を營み、而して亦より政府の仕事なれば其損得を直接に感ずる一個人の業に比すれば其益少きを著しきは却て損失を生じ、爲に經費を増すことなきを備せず。然れども斯の如きは亦より私利の爲に濫用するものに比すれば其精神は衰すべしと雖も如何せん其結果は大抵意の如くならずして到底始めより政府は政府だけの職を致し資本の運轉を試みざるに若かず。且夫れ他に運轉し居れば非常の時に出て急に其資本を引上げ之を使用すること難かるべく、非常準備の資金しきに至らん。是れ非常準備金の害たる其二なり。

且又準備金あれば一時流用するを顧み經費も節減すべきものを節減せず、事物大に冗費を生じ、或は徒らに不急の工事を舉げて當局者の功を見はさんことを計り却て他の權衡を得ざるを爲に結局無益を増加するに至らん。是れ非常準備金の害たる其三なり。

加ふるに非常準備金あるときは之を恃んで無事に覺悟を弄し難ますれば是端を開

かんとし小事に由て戦争を起し大に外交を損し、隨て商業を衰頽せしめ國家の發達を妨ぐるごとあり。是れ非常準備金の害たる其四なり。

又世の奸商等は絶えず政府の鼻息を窺ひ、頻りに賄賂を齎らして準備金を借出さんことを計り、或は不急無用の工事を起さしめ以て之を引出さんとを考へ、種々の方法を以て官吏又は代議士を籠絡すべし。是れ非常準備金の害たる其五なり。

其しや以上陳述したる五害は起らざるものとなし、眞に準備金として政府に確保するものとするも尙又一害あり。抑も巨額の流通資本を空しく庫中に蓄積するが如きは最も理財學の取らざる所にして喩へば猶壯健の勞力者にして徒らに午睡するが如し。若し之を充分使用すれば國家は其丈けの富を増し、其發達進歩を助け人民の幸福を増加すべし。然れども政府此目的を以て運轉するも却て損失を生ずるものなれば宜しく準備金丈けの租税を減し、人民をして直接に其運轉をなさしむべきなり。若し右の租税を減し、人民をして其運轉をなさしむれば物價下落し、生産を容易にし、爲に國産を増殖し、百般の工業を進歩せしむるに至る。其結果を以て政府が運轉するものに比すれば其差實に雲泥も甞ならざるべし。是

れ其に理財上の得なり。又夫れ斯の如く國産増殖し、工業振ひ社會進歩すれば國力隨て増し、貧民減少して大に國家の改良を致さん。是れ眞の政治上の得なり。此故に非常準備金を政府に蓄藏するは何れの點より見るも益なきのみならず却て害あるものといふべし。

非常の時を思へば其準備なきあたはず、非常準備金を設くれば亦其害を免かれず。然らば乃ち如何にして可ならんか、曰く時あるに臨んで一時に租税を増加せんか、曰く到底急速の用に便ならず、又巨額に至ては其實實に甚たしく國家の爲に疲弊するを如何せん。然らば乃ち何ぞ前の數害なきものにして非常の時に際し能く其用を便するものぞ、曰く國債是れなり。國債と租税との利害は已に喋々したれば又此に費せずと雖も是れ國債の利と稱すべきもの、第三なり。

第四 國債は入民自ちなさしむべからざる、又其なさざる、或はなすあたはざる事業をなすの利あり。

夫れ一國の大工事に至ては到底政府にあらざれば着手成功せざるものあり。是れ新に街道を開き、山嶺を切り、峡谷を穿ち、大橋を架し、長河を掘り、港岸を築き、港灣

を浚ふ等其他容易にあらざる工事の間にして此等の如きものは中々一個人の爲しむたふとにあらざ。而して民間に會社を立て、之をなすも成功の後其報酬を得るを目的とするか、故に一々通行するものより通行錢を取るべく之を取るとせば實に兩利も亦少なからず。往來繁き所に至ては一層甚しく此の如きの道橋河港は其便益未だ充分なりとなすべからず。試に銀座、日本橋等を通行するものより一々通行錢を取るとせよ、其不便困難云はずして明ならん。斯る類のものは天下の公益に關するものなれば宜しく自由に往來せしめ充分其便益を與へざるべからず、而して之を與ふるは唯政府手を下して工事を起し成功の後自由に通行使用せしむるにありのみ。如此にしてはじめて運輸の便を開き、生産費を減少し、物價を下落せしめ、大に社會の進歩を助くるなり。然るに若し之を私立會社に放任すれば、通行錢を取るを以て人民は大に其手数を厭ひ、幾分の勞力は無益に費さるゝか、故に運輸の便は之を政府に因て爲されしものに比すれば少なきものなり。然のみならず、人民の手に要用なる道橋河港等を歸せしむるは政治上亦籌策にあらず。若し道橋河港等の最も要用なるものをして人民の手に歸せしめば、之を所

有する者は通行人に對し種々不公平なることをなし唯私利に走て公益を思はざるべし。且つ未だ道橋河港等は容易に企つべからざる事業なるを以て之を所有する者は實に專占する者なれば他に競争する者なき故に随分我儘をなし種々の弊害を生し一國の經濟上より見れば最も好ましからざることなり。是れ獨逸政府の鐵道を官有にする所以の一にして我國に於ても亦私立鐵道の弊なきを保せず。然れども鐵道の如きは素より無償にて行くものならざれば或は人民の手に歸するも可ならんが道橋河港等の最も要用なるものは到底政府之を起工するの外なし

假に前述したる諸工事を人民に放任し能く其功を奏すとすも然るときは唯最も利益多きもののみをなして利益の少なきものは之をなす者なかるべし。今一二の例を引かんに道路の最も通行繁く隨て通行錢の多く收入するものは進て工事を起すべけれども通行者少く收入多からざるものは着手せざるべし。此の如くは之を如何ぞ完全なる運輸の途を開きたるものと云ふべけんや。抑も一國運輸の途を充分ならしめんには四通八達なるを貴び唯に中央の道あるを以て足

れりとせず。假令平素通行都街の如きにあらざるも苟も運輸の途となるべきものは具備せざるべからず然らざれば物の調和を失ひ充分の事をなす能はず

又夫れ目下格別の利益を興へざるも後世永遠の利益を興し未來の進歩を助くるものゝ如きに至ては尙更目前の利多からざるが故に私立會社のなさざる所にして政府にあらざれば着手するものあらざるべし。抑も後世永遠の利益を興すは現世に取りては愚の如きものなれども國家は現世一代のみにて終るものにあらざれば未來を思ひ後世を慮り成べく其進歩を助けざるべからず况んや後世のみを利するものにあらず現世も幾分か其益を受るものに於てをや。此故に苟も後世永遠の益を興すものにして現世の負擔も左のみ重からざるものならば政府宜しく着手せざるべからず

以上述べたるは人民をして自らなさしむべからざるものと又其なさいるものにして共に政府の干渉を要するものなり。右の外尙人民をして自らなさしむべからざるものにして又人民も自らなさいるものあり。是れ砲臺鐵道等の謂にて人民をして如此きものを建築せしめば是れ已に一國軍務の事を人民に放任した

ると一般其危険なること知るべきなり。故に斯る類のものは決して人民に放任すべきものにあらざり又人民も之を儲きたればとて道橋河津の如く通行錢を取ることも能はざれば自ら進んで起工せざるべし。此故に比隣強敵あるが如き國若しくは政體上至急に軍備を要する時に在ては宜しく政府速に着手せざるべからず又我國北海道開拓のごとき其理財上の損益は勿論又政治上の得失を考へざるべからざるものあり。夫れ北海道は強番と接すること唯一葦水を隔つるのみ。若し之を早く開拓せず放棄して顧ることなくんば必ずや復唐太の轍を蹈むに至らん。然れども開拓の如きは非常の大事業なるを以て之を民業に放任するも容易に着手するものあざざるべし况んや至急を要し専政治上に關するものに於てをや

然りと雖も如此事業は容易になし得べきものにあらざり必ずや巨額の資金なき能はず。巨額の資金如何にして能く之を得べき乎先づ尋常の經費を節儉して以て得ん事巨額に至ては素より足らざるなり。官有財産を擲下んか容易に買ふものなく又巨大の財産なき政府に在てはなす能はざるなり。然らば租税を増加して

以て之を徵せんか幾分を租税に徵するは可なりと雖も巨額に至りて全額を之に徵せば其結果は已に論じたるが如く事業の爲めに利益を生ずるも重税の爲に妨害を蒙るべし。彼を考へ是を思ふも畢竟國債にあらざるは能く之を得るの途なからん。抑も國債を募集すれば民間の蓄積金及浮金を引出し方法宜しきを得は格別の影響を與へずして巨額の資金を得而して人民隨意に申込ものなれば租税の如く壓制を以て貧民を苦しむることなく最も適當の方法と云ふべし

然れども人或は云はん斯の如くにせば可は則ち可なりと雖も國債は到底後に至て償還せざるべからざるものなれば現世の負擔を後世に遺すものにして最も道徳に悖るものなりと。是れ已に業に喋々論辯したるが如く敢て恐るべき駁議にあらざるや知るべきなり

第五 國債は社會の發達を助け人民をして自ら大事業を爲さしむることを誘導するの利あり

幼稚の者をして早く發達せしめ能く自ら大事業をなすに至らしめんに宜しく他より扶助誘導する所なかるべからず若し其自然の發達に任せ放棄して顧ること

となくんは或は充分發達せざるべく、長し終には能く發達するも其進歩速ならざるべし。今世の見童をして其自然の成長に任せ他より扶助誘導することなくんは非凡の者にあらざるよりは能く早く發達するものあらざるべし。之と均しく人民も亦幼稚のものに至ては他より扶助誘導を要するや明なり。而して之をなすものは即ち一國政府にあらずして誰ぞや。故に人民幼稚にして自ら大事業を起すの力なきときは政府先づ進て之をなし大に其便益を得せしむべし。此の如くにせば社會の發達を助け人民を誘導して遂に自ら大事業を起さしむるに至らしむるものなり

今一例を擧んに、夫れ人民未だ鐵道の便を知らず徒らに無益の日子を運輸に費すの國に在ては素より人民自ら之を布設するものなければ政府先づ工事を起し以て其便益を知らしむべし。人民にして一度鐵道を見れば其便益の大なるを知て大に誘導せられ終に自ら進んで之を設くるに至らん。日本の如きも維新後未だ幾ばくもなく百事多端國庫量ならざるの時に際しながら政府進て京濱の鐵道を布き大に便益を世に示じたり、表より其費用の如きは今日より見れば或は高きに過

きたることなきにもあらざるべけれども當時に於て政府鋭意業を起さざんば或は人民自ら爲すものあらざりしならん。而して京濱の鐵道成れるが爲り大に運輸費を減し、國家の發達を助け、又之れが爲りに誘導せられて終に日本鐵道會社を初め諸所に民設鐵道起るに至れり。如此は實に政府の扶助誘導其當を得たるものと云ふべし。然れども其費用は己に喫々したるが如く國債を起すにあらざれば到底好結果を得ること能はず、國債有て始て眞の利益を得るものとすれば則ち國債は社會の發達を助け人民をして大事業を爲さしむることを誘導するの利ありと云ふべきなり

第六 國債は蓄藏金及び浮金を使用し一國の金融を助るの利あり

國に巨萬の金幣ありといへども唯空しく庫中に蓄藏せられんには百般の事業は爲に些少の助けをも與ることなく之に因て國産も繁殖されず國家社會の發達進歩も扶助さるゝ所なく徒に開鑿せざる金坑を所有すと一般、愚も亦甚しからずや。然れども之を使用するの途なければ亦如何ともすると能はず、損失の危険を恐れ自ら資本を下して事業を營み其利益を計るの氣力なく坐ながら心身を勞せずし

て利益を収めんと欲する者の如きに至ては充分確實にして損失の恐れなき者
 にあらざれば其金圓を使用するとなかるべく必ずや徒然之を蓄藏すべし。之を
 徒らに蓄藏せしめざらんとは必ずや先づ其使用の途を闕かざるべからず。而
 して其使用の途は損失の恐なく充分確實ならざるべからざるは前述せしが如し、
 他人に金圓を貸與し之より利子を取らんとするも一個人の貸付に至ては往々身
 代限り過当等ありて随分損失多く、或は終に全く之を失ふことなきにもあらず、又
 催促訴訟するも如き手数少からされは其勞も亦厭ふべし、さりて會社組合等も
 亦一個人と異なることなく閉店身代限り等損失の危険少なきにあらず。已に
 個人に貸與するも又會社組合等の權に入るも損失の恐なく充分確實のものにあ
 らざれば如何なる途か能く此輩か其金圓を使用せしむるを得べき、曰く公債証
 書是なり。夫れ國債は既に述べたる如く信用薄き政府にあらずよりは通常
 の私債より其信用厚きものなり。政府なれば一個人又は會社組合等の如く身代
 限り閉店過当等の爲め債主をして全く損失に假せしむる如きことなければ一個
 人又は會社組合等を債せざるものも公債証書ならば安じて之を買入れ其蓄藏金

を使用すべし。此故に國債は則ち此輩の蓄藏金を引出して之を使用する効あり
 ざる事なきなり。

亦一時儲蓄を専ら進なき浮金の如きも之をして暫時たりとも空しく不用に歸せ
 ざれば其損失の恐れなきを以て殖益の途を求めんとて假に一個人に貸與せば往
 々危険なきのみならず、期限に因りては其入用の時に當り隨意に之を取戻すこと
 能はず、よき如く會社の株券も多少危険なきにあらずれば之を買ふも好まし
 からず、思ふ程には公債証書なれば危険なく且つ金錢の入用するときは之を賣る
 の便あり。然のみならず一國の經濟上より見るも一時の浮金を引出して之を使
 用せしむる爲めの利益を生し、後及其證書を賣て其金圓を有益のことに使用し、他
 の蓄藏金を引出して其證書を買はしむれば一舉兩全誠に妙策と謂ふべし。如此き
 ば餘り懸念無きにして唯理論に走りたる如くなれども實際今日行はるゝ所なき
 にあらずるなり。

殊夫れ一個人の小資本のみにては一事業をもなすこと能はざるも之を集結して
 巨大の資本とすれば大事業を起して大に利益を生ずるとを得るものなれども先

にも述べたるが如く會社組合等にては信用薄きを以て少しく危険を恐るゝ資本家は其資本を出し之を集結することなかるへく、唯國債なれば進んで其募集に應ずるもの多く爲に小資本を集結するを得べし

前の三利あるの外、人民にして一たび其蓄藏金を使用する途を得は是より誘導せられて徒らに蓄藏するの念慮漸く薄らき公債證書外の事にも能く奮發して資金を使用し、終には會社組合等を立つるにも至るべく大に人民の進歩を助くる者也。以上陳述せしが如く國債は人民の徒らに蓄藏するものを使用し、終には誘導せられて人民自ら之を使用するに至るものなれば隨て大に世の金融を能くするの利ありと云ふも取て不可なることなし。已にピント氏の如きも國債の金融を助くることを論じたり

第七 國債は貯蓄の精神を獎勵するの利あり

徒らに金圓を蓄藏して使用せざることの愚なるは已に述べしか如くなれども凡そ貯蓄は經濟上最も要用なることにして毫も貯蓄することなくんば能く事業の盛大國產の増殖を圖ること能はず。若し徒らに金圓を費して之を貯蓄せずんば

如何ぞ能く資金を得て以て事を爲すを得んや。此故に徒らに蓄藏して使用せざるとは愚の至まれども之を使用する見込を以て貯蓄するは最も要用のことなりとす。然るに貯蓄を利用するの途なければ徒らに貯蓄するも愚なるべく、又縱令其途ありと雖も危險ありて而して利少なきものならば貯蓄するもの少かるべし。此故に貯蓄の精神を獎勵せんには先づ危険少なくて利益あるものを要するは必然のことなり。而して今公債證書を見るに安全にして相應の利子を生し、而かも之を賣却すれば何時にても現金となすことを得るものなり。此故に養老金、養育金の如き左のみ屢々現金の引出しを要するものにあらざる類には公債證書を購入するを得難ならず。且又公債證書は一財産にして唯銀行に貯金を預くるよりも餘計よく彼是利あるものなれば之が爲めに獎勵せられて貯蓄するもの少なきにあらざるべし

以上述べたるか如き譯なるを以て公債證書の額面小なるか、又は其拂込を數度小額にして少しく貯蓄すれば一債主となることを得る程なるときは爲めに細民も大に獎勵せられ充分奮發して貯蓄するを勉むべし。今實例を擧て之を示さん

如き高利を得ること能はざるを以て危険を便して貸出したるものならん。夫れ斯く内國にては募集すること能はざるものを外國より借入るゝを得て財政の困難を救ふを得は其便益素より少からざるなり

外國より資本を借入るゝこと前述の如しと雖も一國政府にあらざれば容易に巨額の資本を一時に外國より借入るゝこと能はず、已に本章の始めに於て述べたる如く一個人よりは政府の信用厚きものにして其負債なれば一時に巨額を貸出ものあるべけれども一個人にては斯の如き都合には行かざるものなり。其し少々借入をなすを得べきも其信用薄きか故に國債よりは高利ならざるべからず。故に一個人能く政府に代つて外國より借入るゝを得べしとするも政府の借入よりは利子高く、一國の經濟上より見れば利益少なきものとす。又一個人の私債には種々の手續を要するのみならず其證書は之れを賣買すること難く債主に於て彼是不都合なしとせず。然るに之に反して國債は唯印刷に付したる證書を買ふ耳にして其手續頗る容易にして、亦之を盛に賣買することを得べし、是れ債主に於て大に便利なるものならずや。斯かる理由あるが故に許多の人も一時に

之か募集に應ずるとあるべし。此故に到底國債にあらざれば巨額の資本を外國より借入るゝと能はず。日本の外國債の如きも政府なればこそ能く之を募集するとを得たれ人民にては到底當時に在て借入るゝと能はざりしならん。外國より資本を借入るゝことに關して國債の利あること其れ前の如しと雖も古來外國債を非難するもの少なからず。外國債は利子を外國人に拂ふものなれば大に不可なりと云ふ説あれども、前にも論したるが如く外國債に因てなしたる事業の直接間接なる利益を以て元利を拂はんには何の不可はあらん。又外國人より國債を募集せば始終外國の負債者とならざるを得ずとの説もあれども國債はたどへ最初外國人の手に募るものと雖も信用厚ければ復内國に戻るの傾きあるものなり。之れ他なし、政府を信じ、又其實情を知るは素より内國人、外國人よりも優るものなれば其公債證書の價格は終に外國よりは内國に於ける方高きものとなるが故に、之を所持する外國人は漸々内國へ賣込み又内國人も進て之を買入るればなり。今實例を擧て之を證せんに、千八百七十年の役後佛國に於て募集したる巨額の國債中外國人の申込をなせしもの少なからざりしと雖も其後佛

國に於て前の公債證書の價格異なりたるを以て漸次本國に歸りたりし。又伊國も建國の始め十年間國債の三分の二は外國人の手に在りしも千八百七十七年に至りては僅に四分の一若しくは五分の一となれり。米國の如きも亦千八百七十一年に於ては巨額の公債證書を外國人に所有されたりしが後ち大に戻りたるか如き等其例實に少なきにあらす。

第九 國債は政府の信用の度を標するの利あり

政府平素國債を負ひ、其證書内外の貨幣市場に在て價格を示すときは則ち其相場によりて政府の信用の度を知るを得べく、爲に一朝其募集を要するときに當て豫め其利子歩合を知るを得べし。又一朝事あらは能く國債を募集するを得べきや否やを推知すべく、然のみならず内外人民衆て公債證書に慣るゝときは先きにも述べしが如く、信用の度を知るを以て購置せずして速に申込みをなすべし。

夫れ國として内亂外寇なきは保すべからず、就中腕力世界の今日に在りては片時警戒を怠るべからず。而して若し一朝事起り非常の資金を要するに際せば己に囑々したるか如く、國債に因て之を得ざるべからず。然るに政府平素亦も國債な

く、公債證書世に在らざれば先づ其信用の度は如何なるものか、内外の國人能く之を知らざるを以て如此政府に貸出さんには少しく躊躇する所なき能はず。又政府も如何なる利子を付して適宜ならんか速に決定すること能はされは彼是急速の時に際しては、其不都合少なしとせず。之に反して平素公債證書世間に散在し其價格に因り政府の信用利子の歩合等を知り居れば人民も之に因て直に募集に應じ、政府も亦之に因て速に利子歩合等を定むるを得べし。是亦國債の一利にして其用なきにあらす。

國債の利あること夫れ上來論述せしか如くなれども素より利のみあるものにあらず、其害も亦少なからされは是より更に之を列舉せん。

國債の害失

第一 國債は現世の負擔を後世に残すの害あり

國債の負擔を後世に残して之を苦しむるの害は最も著明なるものにして是れ古來學者の國債を非難する要點なり。夫れ人として己が負擔すべきものを其子孫に残すか如きは徳義に悖りたることにして其負擔を蒙りたる子孫は眞に不幸の

種と云はざるを得ず。一國も亦之と同じく前世の負擔すべきものを後世に残されなば其不幸少なからざるべく、ましてヤミル氏も云へる如く後世は又後世の負擔すべきものあるに於てをや。抑國債を償還するもの多く租税を以てするが故に若し之を残さるゝときは必ずや後世の國民は重税を負はざるべからず、重税を負はざるべからざれば物價は騰貴し利益は減少し資本は外出するに至らん。其れ如此にして如何ぞ國家の發達社會の進歩を妨げざるを得んや。唯德義に恃るのみならず又一國盛衰の上より見るも恕すべからざるものなり

然れども巨額の國債を現世に於て悉皆償還するは困難少なからず、又實際能くすべからざれば人情之を後世に譲り、終に前述の如き害を來すもの多し。今諸國の國債を見るに其十中八九は前世よりの引續に係り現世の發行せるものは僅々に過ぎず。就中英國の如きは最も著しとす然れども前に第二の利に於て述べたる如く、現世と後との負擔を分ち、又第四の利に於て述べたる如く、後世國債の爲に永く利益を得、之を償還するも格別負擔として苦しむ程にあらざるときは素より前述の害も少なしと雖も國債は必ず右の如き場合のみに起され、又右の如き好結果

を生ずるもの耳にあらざ。或は豫定の如く工事成功せずして後世に利益を與へざる國債の如き、或は一朝事起るの時に當り毫も租税を徴せずして慢りに發行したる國債の如きは前述の害最も甚しきものなり。而して如斯き國債は古より少なしとせず。夫の英國が合衆國獨立戰爭の時其費用を専ら國債に取り、又佛國がクリミア及伊太里戰爭に際し増加すべき租税を増加せず、故なくして國債を後世に残したるが如き實に其例なり。其他古來諸國の國債には前述の如きもの往々ありて終に學者をして國債は負擔を後世に残し大に之を苦しむるもの耳なりと誤信せしむるに至れり。アダム・スミス及びリカード氏の如き皆此類の學者なり。スミス氏の如きは國債は未來に再生産の望みなく無益に費さるゝものなりと云へり

國債にして一度負擔を後世に残し、其額巨大なるときは到底盡く之を償還することあたはざれば必ずや亦之を其後世に残すべし。而して其後世も亦之を未來に譲り終に其止まることを知らざるに至らん。斯の如きは勢の然らしむる所にして實際諸國のなしたるところなり。已にヒューム氏此事を論して曰く「後世の子

孫債還をなすならんと信じて國債を起せば後世の子孫も亦祖先を見習ひ其子孫に依頼し終には唯祖先に倣ふにあらざ止むを得ずして又其子孫に依頼するに至るべし」と

國債の後世を苦しむることに付きては論者多く言あり。ユストラード氏曰く「國債は國家後世の財産迄政府に徴收するものなり」と。ハックスター氏曰く「國債は未來の收入及所得の奢入にして後世の財産及所得に負擔を残すものなり」と。父ボリユー氏の如きも最も此害を説き、其他アダム、スミス、リカード、ボーウニング、フアドストロン氏等皆大に之を痛論したり

租税を以て事をなせば總令充分の功を奏せざるも其害其困難は現世の害現世の困難なれども之に反して國債を以て事をなし。若し充分の利益を生ぜずして其の債還を後世に残せば其害其困難は永く後世に係るものなり、慮しまざんばあるべけんや

第二國債は租税を増加するの害あり

國債は右より取れて左へ移すものにあらず、之を司どるの役員之を扱ふの費用を

要することは已に論述したる如くなるが、其費用は素より其役員ある以上は其俸給の如きも如何して之を得べきか、必ずや政府の收入を増さざるべからず。政府の收入之を租税に徴せざるを得ずとすれば此費用を支拂ふが爲に幾分の租税を増加せざるを得ず。リカード氏云へらく「國債に代ふるに戦争税を以てすれば國債事務を司どる館舎を建築することなく、又之を扱ふ許多の役員を要せざるを以て國債に關する經費丈けは除くことを得るものなり」と

又夫れ租税なれば利子を拂ふことなければとも國債は大抵之を附するを以て政府が實際借入れたるものよりは餘計なる金額を拂はざるべからず。而して其元利金支拂は大概租税に依るものなれば利子丈けは餘計なる租税を増加せざるを得ず。今一億萬圓の國債を起し、之に年六分の利子を付すとすれば其償還は一ケ年後にても一億六百萬圓なり、况んや永期のものに於てをや。然るに最初に一億萬圓を租税に徴さば其租税は唯一億萬圓にして止まん。此故に彼是比較すれば國債は到底利子丈け餘計なる租税を増加することを免かれず

國債を償還するが爲に租税の増加するは勢止むを得ざることにして古來斯くの

如き例は實に枚舉に違わらず。我國の如きも年々國債償還に供する爲め幾分の租税を徵收するものならずや。此く國債の爲に租税を増加するは最も大なる害にして國債を非難する者皆其論鋒を此に萃むるものなり。佛相コルベヤ氏も國債は之を起せば之を償還せざるを得ざるが故に、國債愈増加すれば租税益増加し、殆ど其止まる所を知らずと云へり

租税を増加するの害たることは已に屢論述せる如しと雖も尙之を畧叙すれば生産費を増し、物價を高うし、利益を減少し隨て資本を外出せしめ一國の生産を減じ、百般事業の改良を妨げ、大に國家をして衰頹せしむるものなり。租税の増加に於て斯の如き害ありとせば即ち其増加を致さしむるの國債は其害を興ふるの根本といふも不可なし。此に於てかロニエム氏曰く「國債は其償還に充つる租税の爲めに物價を上げ貧民の負擔をして重からしむ」と。バックスター氏曰く「國債は其償還及利子仕拂の爲に有害の税を生じ一國の生産を減じ其發達進歩を妨げん、南北戦争後合衆國の如き最も此害を蒙りたり」と。クローリー氏曰く「國債は英國國債償還に於けるが如く、物價を騰貴せしむるの傾あり」と。エストライプ氏曰く「國

債は物價を高からしむるが故に輸出を減ず」と。其他アダムスミス、リカード等の諸氏皆國債の害を爲せり。而してバックスター氏の如きは國債は一國事業の發達を妨げ、其他國と競争するに於て不利なることを説て曰く「競争の勝敗は租税の多少に關するものなり、而して租税の多少は即ち國債の多少に因る、國債少なき國は事業大に振ひ其競争に於て大なる利を有するなり。今や英國、米國、獨逸は實に三大商工國にして今日に在りては英國其第一流を占むれども米國は頻りに國債の償還をなし。又獨逸は未だ巨大の國債なきを以て共に大に發達するの望みあり。英國若し常に今日のごとき巨債を償ひ居らば如何そ長く共に競争するを得んや」と

國債の租税を増加するの害それ斯く大なり。而して尙唯單に租税を増加するのみならず亦バロニエム氏の云へる如く國債の爲に増加されたる租税に付きて其徵收の費用と手数料とを要するを以て二重の損害を興ふるものと云ふべきなり
第五、國債は資本の配當を亂し、其之を減失し、人民自から大事業を起すことを妨ぐるの害あり

前に第六の利に於て述べたるが如く、徒らに蓄藏して使用されざる金圓より募集するの國債は其利益最も大なるものなれども國中に在て實際使用され、又はより使用さるべき資本の中より募集するときは其害如何ぞや、今其れ之を論述せん。抑々資本に二種あり曰く、固定資本曰く、流通資本是れなり。固定資本とは製造場及び機械等の如き其用屢にして久しきに堪ふるものを云ひ。流通資本とは之れに反して其用一度にして盡くるもの、即ち薪炭及び諸材料并に職工に給する賃銀等を云ふ。而して固定資本流通資本と相合して以て生産をなすものにて兩種資本の要用は經濟學上最も大切なるものなり。

夫れ固定資本不足するか若しくは流通資本不足するときは其結果共に經濟上の損なり。即ち固定資本不足するときは之れに適用する流通資本の割に充分生産すること能はずして幾分の流通資本は不用に屬するものとなり。又流通資本不足するときは之を適用する固定資本の割に充分生産すること能はずして幾分の固定資本は其用を全うせざるを以て共に經濟上の損失たるを免かれず。試に百本の薪あれば唯五十本の薪を適用すべき一機械ありとせよ、然るときは百本の

薪は唯其五十本耳を適用するを得て他の五十本は不用に屬せん。又百本の薪を以て百箇の物品を生産すべき機械ありとし、之に使用するに唯五十本の薪を以てせば其生産力減じ到底百箇を生産することあたはざるべし。前の場合には固定資本足らざるが故に流通資本の幾分は不用に屬し、後の場合には流通資本足らざるが故に固定資本は充分生産することあたはざるなり。然り而して今日は貨幣を以て薪炭を買ひ之を使用するものなれば實際は貨幣を以て流通資本と見ても妨げなく、即ち若し百圓を有して唯五十圓を要する機械あるとき、又百圓を要する機械ありて唯五十圓を有するときは前に述べしと同一の損失を來すべし。此故に成べく兩種資本の配當をして其宜しきを得せしめ過不足なきを要するなり。兩種資本の關係は以上述べたるが如くなれば國中に在て實際使用され、又はより使用さるべき資本より國債を募集せば其が爲め國中の流通資本を吸收し、固定資本との割合を變じ、生産上損失を生ぜざるを得ず。若し國債の額巨大なるときは右の損失も亦巨大にして大に一國の經濟に關するものなり。假令一國の流通資本を一億圓とし此中より三千萬圓の國債を募集すとするときは乃ち流通資本は

七千萬圓となり、前に一億圓に對したる固定資本との割合少なきに過ぎ、隨て固定資本の幾分は本用に屬し、生産を減じ損失を生ずるものなり。是れ最も簡單なる說明にして、固も國債が資本の配當を亂すの害ある所以なれども、尙進んで少しく之を詳論せん。

國債にして鐵道を敷き新道を開くが如き事業に使用せば、且し一時流通資本中より之を募集し其幾分を減ずとも之を使用するに至れば、再び資本として世に出で、又事業の益よりして終には大に流通資本を増加するにも至るべければ、前に述べたる弊は差のぬるに足らざるものゝ如しと雖も、決して輕々に考ふべきことにあらず。衆より不生産的の消費をふるものより、廢ること高々にして、又結局流通資本を増加するの價あるは、莫ふべからざることなれども、到底國債を募集すると同時に事業成り流通資本増加するものにあらず、必ずや其間多少の時日を費すも、たゞし之此間に在ては、實に流通資本の減少を感ずるは必然のことなり。則ち前例の五千萬圓を以て一大鐵道を敷くことせば、其成功に至るは勿論五六年を費さざるべからず。爾もて此五千萬圓も一度に募集せず、必用の都度募集すとすも

到底募集せしむけと直ちに流通資本として事業に使用することゝたは、必ずや多少の時日を無費すべし。又總合再め流通資本として使用さるるも、鐵道敷設事業の爲に用ゐらるるものなれば、到底其使用の方向は募集前と同一ならず。又右の事業をなすに、國債を以て唯流通資本としてのみ使用するものにあらず、工業機を建て機械を買入るゝ等、固定資本となすもの少なきにあらざるべし。且夫れ鐵道の如きは、幾分にて成功すれば、則ち固定資本となるものなれば、何れの點より見ると、國債は流通資本を減するものなり。唯之を減するのみならず、鐵道の如き固定資本を増加するを以て、割合上一層流通資本の不足を増し、兩種資本の割合を變ずるものと云ふべし。

以上述べたるが如くなるを以て、假令有益なる事業に使用するものなりとも、一時流通資本の減少を生ずるは免われざるところにして、若し此不足を生ずるときは、已に論じたるが如き結果を生じ、金融甚だ必迫し、物價大に下落し、閉店破産する者相續て起り、勢力者は多く職に離れ、實價は下落し、諸製造所機械の如きも、徒らに其營業運轉を止め、大に損害を蒙るものなり。假令終には事業の益よりして、流通資

にして是れアダム・スミス氏が國家に從來成立したる資本の成部分を損し、生産的
 勢力を保護せしめる資本を以て不生産的勢力を保護するものなりと云ひ。パーチ
 ル氏が募集せしむる資本を以て不生産的勢力を保護するものなりと云ひ。パーチ
 ル氏が募集せしむる資本のみならず其資本より生ずべき新資本をも併せて
 減すべしと云ひ。バックスター氏が故其を妨げ、工業資本の發達及び人民の進歩
 を障礙すと云ひ。カールマー氏が勢力者より徵收するものと云ひ。ミル氏が勢力
 者の貧乏を減するものなりと云ひ。其他諸學者が擧げて數ふべからざるの非難を
 なしたる所以なり。此の如くにして政府優りに國債を起し、民間の資本を吸收す
 るときは人民能く自から大事業を企起するとあたはざるに至るべし。是れ理の
 最も賤易すく致して費辦を要せざるどころにして彼の佛國が普國との戦争の爲め
 巨額の國債を起したる特を以て見るも知るべきなり

第四、國債は資本を偏集して他の地方の發達を妨ぐるの害あり

鐵道布設、運河開鑿等の事業を起さん爲め全國一般より國債を募集するときは
 其事業の進行せざる地方よりも多少申込あるべし、若し之あるときは其申込み
 にして蓄積使用せざる金圓より出るにあらざれば其地方の資本を吸收するを

免かれず。然るに鐵道運河の敷堀さるべき地方はたどへ一時國債募集の爲めに
 流通資本減少すも後ち其地方に於て國債を使用するが故に勞力者の需要も左
 のみ減少せず。且鐵道運河等竣功に至らば其地方最も利益を占め、大に其發達を
 助け、一掃滅せたる流通資本も須臾にして復すに至らん。此の如きは則ち資本を
 一方に偏集して他の地方の發達を妨ぐるのみならず亦國債の一害なり

抑も資本は生産をなすの要素なれば農工商百般の事業皆之を要するものなり。

然るに若し巨額の國債を募集し、爲めに資本を減少せば百般の事業其發達を妨げ
 らるること云はずして明ならん

然れども難する者或は云はん「地方の農工商等其資本を以て國債の募集に應じ、自
 己の資本を以て國債の募集に應せずとするも世の貯蓄者にして此迄其貯金を銀
 行に預入れたる者、又は其他の資本家にして前の農工商に資本を貸したる者、國債の
 募集に應ずれば之が爲め大に流通資本の不足を感ずべし。農工商は己の資本を以
 て往來する者のみならず、多くは他より借入るものなれば若し其借るべきの資

本國債の爲に収取するときは大に困難を生ずるは當然の事なり。是れ國債が他の地方の發達を妨ぐる害たる其の一なり。又夫れ前掲の如く資本を収取するに於ては地方の農工商業通常の事業を擾くるの資本を減少するのみならず、諸改良及び新事業を起すことを妨げらるゝの害あり。若し失れ國債の募集なくば銀行又は資本家等より資本を借入れ以て種々の改良をなすも、有益の新事業を起し、大に其の發達を助くるを得べし。是れ國債の他の地方の發達を妨ぐるの害たる二なり。地方の發達を妨ぐるの害其れ斯くの如し、今實地に於て見るに國債を起すと少なき國に於ては地方の事業大に見るべきものあり。之に反したる國は富一方に偏集し地方の不振を致すもの多し。抑も事物の興衰は最も國者の貴ぶ所にして一國の富の多きも成るべく全國に著しき不平等なき能く諸地方に行き渡ることとを要するなり。若し一方に偏集し一方に欠乏するときは國家の繁盛一方に止まり、能く全邦の繁盛を得ること能はず。是れ實地に於て見るに資本は一方に偏集するることなく、宜しく諸地方に配當さるべきを要することと亦亦之を俟たざるべきことあり。

第五 國債は利子歩合を上くるの害あり

前二章に於て國債募集の爲めに資本を減少することを論じたるが、次に其減少に關して利子歩合を上くること亦免かるべからざる結果にして是れ亦國債の害たる一なり。利子歩合は借財の需要と之に供給する資本との割合に因りて定まるものにして、若し此需要増すときは利子歩合上り、需要減する時は其歩合下るものとす。供給する資本も亦同一の理なり、若し此供給増すときは利子歩合下り、供給減するときは其歩合上るとす。故に借財の需要と供給と異なることなし。例へば此千萬圓を貸與するに資本ありしに假し二百萬圓を減し、之を借らんとするの需要は依然として減せざるときは利子歩合は増す上るべく、之に反するときは反對の結果を生ずべし。此故に若し巨額の國債を募集し、之が爲り融通せる貸付資本を減少するときは必ずしも利子歩合上るべし。然れども亦亦其減少と共に資本を需要する側も亦減少すれば、融通を生ずることあるべし。借財の需要減せざるときは前述の結果は免かるべし。此事に於ては、國民にして國債にして國

内は實際使用さるるも資本より募集せざれば利子歩合を上げざるをあたはざれども、若し利子歩合上がるに於ては是れ右の如き資本中より募集したることを證明するものなり。此の如く國債の爲に利子歩合を上げたるは其例少しとせず。夫れ右の如く利子歩合を上げるの望ましむるは素よりのことながら、今其實を述べれば今日百般の事業をなす者其資本は盡く各自の所有にあらず、大抵他より借入融通するものにして固く其事業をなすは之が爲めに利益を生じ借入れたる資本の利子を拂ひ、尙幾分か利益の手に獲るを目的とするものなれば所謂純益は利子を仕拂ひたる残りなるを以て、利子歩合低くければ純益多く、利子歩合高ければ純益少なし。此故に利子歩合は成るべく低きを要するは勿論のことなり、畢竟純益多きが故に百般の事業をなすとして振ひ新奇の工業大に起るものとす。然るに若し國債募集の爲に利子歩合を上げるときは生産費増加し、純益減少し、事業の進展を來すべし。然るに資本の額を減少して以て其下落前と同一の働きを

なすものなれば借財の需要の金額も物價下落と共に減少するを以て利子歩合は遂に減少するも、隨て純益を減することなしと云ふものあらんが、是れ大に然らず。抑も利子歩合は物價の高下と連も連ふことなく、同一の割合に高下するものにもあらず。例へば貸付の割合を以て物價下りたりとて必しも同じく一分の割合を以て利子歩合下るものにもあざるなり。之を如何と云ふに、抑も借財の需要するものは必しも生産事業の資本をなさんとするに起因するのみに限らず、中には従来の負債返還、又は其利子仕拂等資本として借らざる者もなまにあらざるを以て、此資本として使用せざる借財は假令物價下落すとも其要する金額は減ぜざるを以て、利子歩合は變に於てか物價下落の割合に下らざるものなり。假令借財の需要が事業の資本として使用するものゝみに係るとするも物價の下落は忽ち一般平岡になすものにあらず、必ずや遲速の時日あれば其間は大に利子歩合の高きに若しむものあらん。故に何れの點より見るも到底カネヤカシ氏の云へる如く物價の下落も同時同一に利子歩合の下るものにあらず。然れども素より純益減少するが故に漸く借財の需要も亦減少し、物價終極一般に下落するに至れば

き者は反て得あることなきにあらざれども漸々下落の傾きあるを以て商估は成るべく其仕込を猶豫し進て事業を爲すか如きことなく商業の發達進歩は大に妨げられ生産も亦隨て減少するを免かれず

且つ夫れ物價のみならず負債の返済上に付きても大に變動を生ずるものなり。例へば茲に壹萬圓の負債ありとするに之を借りたるときは通貨多く隨て物價高かりし時なるに之を返済せんとするに當て通貨俄に減少し物價隨て下落するときは其困難實に少なからず。之を商估とすれば己の賣品は其市價下落したるを以て容易に巨額の金員を得るとあたはざるに其返済すへき金員の數は毫も減せざるものなり若し早く其賣品の市價下落し他の物價未だ下落せざる場合に至りては更に困難を増し進退大に窮迫して終に破産するに至らん。此故に資本を借て以て事業を營む者多き世に當りて一朝俄に通貨減少する如きことあらば商人は大抵破産するに至るべし

國債募集の爲に一時通貨を減少するも其募集したる通貨は再び世に出で、使用さるへければ物價の變動も少なくして止まんとの説あり。然れども第三の害に

於て述へたるが如く資本配當の割合を變するを以て必ず物價に變動を生ずへし。又募集の後再び世に出づへしとするも其間多少の時日を経過するを以て到底物價を變動するの傾き無き能はず

以上述へたるは國債募集の爲め通貨を減少し物價を下落するの害なれども又國債には反て通貨を増加し隨て大に物價を騰貴せしむる者あり。是れ則ち不換紙幣發行過度の時にして其結果は已に我國に於ても目撃するところなれば今更變々を要せざるも其害の少小にあらざるや明なり。然れども物價騰貴するが爲に利益増加するを以て百般事業大に振ひ一時其發達進歩を呈する形なきにあらざ。然りと雖も從來の負債の如きはこれが返済を受けし者は大に損失を蒙るべし、又騰貴にも遅速前後ありて其速なるものは己の賣品のみ市價騰貴し他の物價未だ騰貴せざるを以て大に利益を増せども其遅きものは他の物價已に騰貴したるに己の賣品は未だ騰貴せざるを以て大に損失を蒙むるものなり。加之所購貨幣の屈伸力なく正貨との間に差を生ずるを以て動もすれば紙幣の價格變動し隨て物價漫に高下し大に實業を妨げ投機を奨励し終に生産を減殺し國家に損害を與ふ

るを免れず

第七 國債は冗費を生し濫用をなすの害あり

ヘンクスマー氏曰く「國債は萬事に止むを得ざるの時と當りて之を起し其使用上最も節儉を旨とすへきものなるに備財の常として國債には右の二事は大概これ無き者なり。若し經費を徴するに租税を以てすれば其徵收するへき金額は人民の負擔力に據りて制限され強て之を起ゆれば世間の騒動を惹起さんとを恐れ、政府に於ても或可も經費を節減すへけれども國債を以て經費を擧るときはたゞ後に至りて利子支拂の爲め租税を増すのみにして眼前に増税のことなきを以て諸國を平均すれば國債に對する政府の自制力は租税よりも凡二十倍も寛やかなし。此故に國債は租税を以てするよりも通例長き戰爭を容易になし人民より不平を興ふことなきを以て遂に巨額の戦費を得るを常とす。此の如くなるに依り國債を擧げずとも金額は之を使用すること冗費多く租税を以てしたるものに比ぶれば甚だしく節儉に意を注がざるものなり」と

右ヘンクスマー氏の言を以て能く第七の害を説きたれども尙少しく之を論述せん。

凡そ人情として金策の道容易なるときは事々物々冗費多く節儉の精神を薄らぐしめ購者に流るゝに至るは勢の常なるものなり。而して今租税と國債とを比すれば既にヘンクスマー氏も云へる如く國債は金圓を得ること素より租税より容易なり、就中不換紙幣の如きは最も然りとす。之に反して租税は少々にても増加するときは先づ之を調査發布するにも手数少ならずのみならず賦課するに至りては之を徵集すると最も困難なり此故に到底國債は冗費を生ずるの害あるものにして取分け大蔵省證券の如きものありて豫計の不足することあるも豫ふに苦まざるときは濫りに之を顧むの傾きあるは免かるべからざるところなり。且夫れ一個人にして購者に流れ冗費多き時は其結果立所に至り終に身代限りをなすにも至るものなれども政府は假令濫りに國債を起し以て冗費を生ずとも其直接の結果は唯後に利子支拂の爲め租税を増課するに止まるのみにして一個人の如く身代限りをなすに至るが如きことなきを以て之を一個人に比すれば濫用冗費の弊甚だ大なりと云へし。又唯冗費を生ずるのみならず時としては義政官

が己の功を見はさんが爲め不急の工事をなし、無用の事業を全て、或は社會の風潮に連れて漫りに急進せんことを思ひ、未だ當時に達せざる事業を起すことなまにあらず。是れ他なし、其資本を得るの途を租税に因るときは己に喋々せるが如く容易に之を得るとあたはずして其事業の如きも實に有益必要の者にあらざれば被税者は種々不平を生し、益之を得るに困しむものなれども國債を以て其資本を奪れば被税者の不平もなく容易に之を得へければなり。此に於てか己にヒューム氏曰へらく「租税を課して人民を苦しむるが如きことなく、又直に己に對し喋々するものなくして以て大事業をなすことを得へきか故に執政官をして國債を濫用せしむるは勢ひの免かれがたきところなり」と。國債の勢ひ冗費を生ずるの頗あるは其れ斯くの如くにして諸氏此に注目するもの少なからずと雖も就中ヒューム氏が政府をして國債を奪るの權を有せしむるは猶放蕩息子に與ふるに倫敦の各銀行に對する預金引出の權利を以てすと同一なりと云へるか如きは最も穿ち得て妙と云ふべし。

第八 國債は漫りに戦端を開くの害あり

國債は政府に冗費を生し不急の工事無用の事業等を起さしむるのみならず、又最も恐るべき害あり、之れ他なし、漫に兵器を動かすこと是なり。前にベックスター氏の言を引き租税は之を徵收すること容易にあらざして有効なる制限あれども國債に至りては容易に之を募集するを得るを以て戦争の期限を長うし其費用を高むることを述べたるが、右の如く容易に金員を得るの途あるときは些々たる事にも漫に戦端を開くの恐れなきあたはず。畢竟戦争は金力に因るを以て若し租税を以て戦費に充てんとするときには之を得ること容易ならざるが故に開戦を躊躇しむ者なれども國債を以てするときには費途容易なるが故に漫りに開戦するに至るは勢の免かれがたきところにして諸氏亦大に此に論ずるところあり。ガルニエ氏は「國債は戦争の先導にして租税は戦争を制止す」と云ひ。マコード氏は「若し戦争費を租税に徴して一時に支拂ふとなれば其負擔重きを以て戦争の費用を節し國家の至大事件にあらざるよりは成るべく開戦せざらんことを務むべし」と云ひ。己に述べたるが如くグラファストン氏の如きは「重税を課して以て人民に戦争の容易ならざること感せしめんと云ひ。エストラード氏は「國債は無名不正の

戦争を用かしたと云ひ此他ゼイ氏ボリユー氏等の如き大に此害あることを云へ

第九 國債は人民として姑息の氣を生せしむるの害あり

前に第五の刺に於て人民も一個人同様其未だ幼稚なる間は政府の扶助誘導を要
することと述べたるが此事たるや其宜しきを失し其度を過ぐれば反て人民の發
達を妨げ終に自ら大事業を爲すの氣力を失ひ能せず政府に依頼するに至らしむ
るの弊なきにあらず。今一個人を以て之を喻へんに兒童の未だ自ら事をなすこ
とあたはざるを以て其親たる者頼りに扶助誘導し漸く丁年に至るに及び自ら實
験せしむれば稍自立獨行するを得へきに尙之を扶助するときは終に自ら事を爲
すの氣力を失ひ始終其親に依頼するに在るべし。抑も依頼心なる者は最も獨立
進歩の精神を害するものなれば前の見童の如きもや、事を解すの年に至らば宜
しく自から實驗せしめ親たる者は唯其過誤なからんとを注目するに止むべきな
り。故に維新人民の發達を扶助するの目的を以てするも政府優りに事業を起し
其人民已にや、事を解するの度に至り宜しく自ら實驗せしめて自立獨行をなさ

しむべきに尙干渉して止まるときは恰も前の見童と一般終に自ら大事業をな
すに及ぶ能はず事至るべし。然り而して已に嘆々したるが如く國債は資本を舉
ぐること能はず其如く夫れ獨斷獨行を爲すことは勢ひ免れがたきところ
なり。現に其弊が已の功を失はさん爲り優りに事業を起すことなきを保せ
ざるは於て其害也。是れ最も懸念するべきところなり

且夫れ亦一、二氏か云へる如く公債證券は大抵坐食者の手に在るものなれば人
民輸送の風を起るの恐れあり。蓋し自か事事業をなさざるも能く安全に其利
を辨べきは公債證券の如き其之の如きも坐食の風を引起すことなきにあらず。若し
夫れ巨額の國債も亦人々如此き姑息の風を起すは事業大に衰へ國家の發達も
亦妨礙するべしと云ふべしなからざるべし

第五節 利害約列

以上述べ來りたる國債の利害を約言せば其利あること則ち左の如し

- 第一 國債は財政困難の急を救ふの利あり
- 第二 國債は現存の負債を減らすの利あり

第三 國債は平素巨額の非常準備金を要せざるの利あり

第四 國債は人民自らなまじきへかちざる又其なさいる或はなすあたはざる事なきの利あり

第五 國債は社會の發達を助け人民をして自ら大事業を爲さしむることを誘導するの利あり

第六 國債は蓄積金及び洋金を使用し一國の金融を助ぐるの利あり

第七 國債は貯蓄の精神を奨励するの利あり

第八 國債は外國の資本を以て富財を増加し大に利益を生し又融通をなすの利あり

第九 國債は常に政府信用の度を強するの利あり

右に反して其害あること亦左の如し

第一 國債は國家の負債を益世に遺すの害あり

第二 國債は國家の増殖するの害あり

第三 國債は資本の配當を減し又之を減失し人民自から大事業を起すことを

妨ぐるの害あり

第四 國債は資本を偏集して他の地方の發達を妨ぐるの害あり

第五 國債は利子歩合を上ぐるの害あり

第六 國債は物價を變動するの害あり

第七 國債は冗費を生し濫用をなすの害あり

第八 國債は慢りに取組を用くの害あり

第九 國債は人民をして姑息の氣を生ぜしむるの害あり

第六節 利害の混交

以上列挙したる利害を考ふれば或は到底兩立しがたく矛盾する如きものあり。

例へば第二の利に於て現世の負擔を後世に分譲し之を調和することを説きながら第一の害に於て現世の負擔を後世に及ぼすの道徳に悖ることを駁し。又第九の害に於て人民をして自ら大事業をなさしむるを妨げ姑息の氣を生ぜしむると駁しながら第五の利に於て人民を誘導して自ら大事業をなさしむるに至ると駁すの類是なり。然れども是れ決して矛盾するものにあらず。唯是れ國債の

利害相偶する所以のみ。凡そ一方より見れば利あるも、又他方より見れば弊あるは數の幾ぬれ種なき所に於て之を以て矛盾するものと云ふことあたはず。今國債は一時に巨額の租税を課せしめて國家の發達を妨げず其負擔を後世に分課せしむるの利あれども或は時に困窮して其負擔多きに過ぎ或は全く之が爲に故なく後世を苦しむるに至るの害なきにあらず。又國債を以て大事業を起し、人民を誘導して終に自ら之をまさしむるに至るの利あるも、若し政府の干渉多きに過ぎ其宜を失すれば終に人民をして喘息の氣を生ぜしむるの害亦なきを得ず。此の如きは古今其例少なきに非ず、是れ決して兩立しがたきとにあらざるなり。以上論述せたるが如く利害相偶するものなれば其利のみを取て其害を退くるは抑も亦本論を講ずるの大眼目にして政府國債を起すに當ては先づ前きに列舉したる利害を考へ勉めて其害を退け成るべく其利を得んことを計らざるべからざるなり。

第三章 國債の種類

國債の種類を大別すれば左の如し

- 第一 壓制國債
- 第二 勸業國債
- 第三 通常國債
- 第四 預入國債
- 第五 給與國債

第一節 壓制國債

壓制國債とは政府の壓制を以てするものにして人民に於て之を拒むことを得ざるものなり。而して其種類は左の三あり

- 第一 壓制借入國債
- 第二 壓制預受國債
- 第三 壓制短期國債
- 第四 壓制借入國債とは國家一應非常の事起る其費用に供するが如き場合に於て

人民の應分の資金を命じ、壓制を以て現金を借入るゝものにして之を課せられたるものは是非を論ぜず出金せざるべからざるなり。故に出金の義務あること租税と異なることなけれども其の性質に於ては已に第一章に於て述べたるが如く區別あるものなり。則ち(一)租税は徴収するに止まりて償還することなし。(二)租税は借りたるものにあらずるを以て利子を附せず。然れども壓制國債には無利息のことなきにあらずれば第二の區別はなきことあり。而して其の種類に至ては種々あれども略之を擧れば(一)人民各自の財産を調査し之に割合して出金をならしむるもの。(二)既に課したる直税に據りて歩合を取り出金の高を定むるもの。(三)最も嚴重にして最も巨額の租税を拂ふ地方を撰み、之に其通常の租税を免し、代ふるに出金を命ずるもの。(四)銀行或は豪富の者より出金を命ずるもの等なり。壓制借入國債は今や殆んどなしと云ふも可なれども往時にありては其例少なきにあらず、英國は千七百九十三年九月三日を以て拾億法を此國債に據て徴収したり。然れども實際の収入は僅に壹億法を出でず。而して其方法は政府より出金者の財産を假定し之に割合したるものあり。又出金者各自の申出を以て定めたる

るもありて其出金の割合は結婚せるものは壹千法以上、未だ結婚せざる者は千五百法以上の財産を所有すれば其超過したる高の多少に應じ、其壹割若しくは貳割若しくは三割、又歳入九千法以上の者は其の超過したる高は盡く出金せしむる者となし、或も利子を附せず、世平くの後二十年にして償還するものとせり。右の年千七百九十五年より千七百九十九年に至るデレクトリイ政府の時に當て二回此國債を起したり。其方法は直税其他の標準を以て出金を賦課したれども終に身を成さずして唯直税に二十五サメチムの副税を課することとなれり。其後千八百十五年ポールボン復位の後ち一億法を此國債に據りて徴収したり。其方法は先づ各府縣をして其出金額を分たしめ、之を各地方の委員の定むる所に隨ひ、其地に在る豪家より徴収するものとしたれども此高は終に國會に於て定むることとなれり。此國債は豫定の如く一億法を同年九月十五日に收入したり。而して此國債は唯幾分を償還するに止まりて全額を償還せざりき。又アスシニヤ清却の爲め正實太他法の壓制國債を起したり。但しアスシニヤ百法を以て正貨十法と見做したり。之に據てアスシニヤを清却するもの百四拾億法なりとす。

(三) 満期限の来る公債證券を支拂ふに足らぬ公債證券を購得するもの、或は満期限の来る公債證券を定期満期債となすもの

第一類の公債を採るに、北米合衆國に於ては千八百七十五年三月五日の法令を以て、メキシコ、フランス、河内岸と及墨西哥灣との間なる堀削を維持すへき除波材其他の建築代仕拂ひの爲め五分利付公債證券を發行し下附したることあり。又第二類の如きは現に英國に於て類例あり、明治の初年夫の從來の家祿の制を廢し一時に與ふるに金難公債證券を以てしたることあり。第三類は北米合衆國に於て千八百六十一年三月二日の法令に因り、千八百五十五年及び千八百六十五年フロンツ及びオランダに於て暴徒賊匪の役に財産を損失せしものに六分利付公債證券を下附したるが如き、及舊時國債證券では古來屢々諸國のなせしところにして日本にても毎年國債を償還するに同じく國債たるを現われざる不換紙幣を以てして大抵の國債證券は千八百六十年八月五日の法令を以て北米合衆國は墨西哥債金償還の爲め國債證券完全金兌換の爲め夏年五分利付の公債證券を發行せしむるが如き若しくは英國に於て千八百七十年七月の法令に因り大抵の國債證券

の仕拂期限來りたるものを變して三分利付公債證券となし、五十五法の割合を以て之を與へ、支拂期限の預り金を五分利附の公債證券となし、八十法の割合を以て與へしことあり。然れども當時の實價は三分利付の方は四十五法又五分利附の方は七十五法に過ぎざるものなり。

第二節 勸諭國債

勸諭國債とは或は愛國を債とも稱するものにして是れ夫の軍事公債の如く國民愛國の情に訴へ、政府之に取敢して利子歩合を通常より低くするものなり。而して其種類も亦正あり。

- 第一 勸諭借入國債
- 第二 勸諭國債受取債
- 第三 勸諭定期國債

右の内最も盛んなるものは第一に於ても其他は左のみ費用多からざるものなり。而して右の各種を制しければ國家より數多なれども大抵は前に懸制國債の類に於て是れ最も盛んなるものなり。唯前に懸制を以てするに於ては取敢て以

支那の債権の多きものたるは、千八百九十三年の革命後、フランス政府は、人民の賦税を以て借入れをせしめ、其の如く、募集に應ずるものなく、兩度共其目的を遂ぐるとわたはず。是れ千八百九十一年には五分利付の國債を起し、平償を以て其募集に應ずるとを斷論し、其後、千八百九十二年には、千八百四十八年には同じを五分利付の平償にて一億法を募らんと計りしもの二千六百十八万二千法に過ぎず。是れ千七百八十九年、同様の國債を募らざれば、其結果、如何なるものか。又、伊國は、此種の國債を起したれば、亦其募集の多きを、

第三節 通常國債

通常國債とは、政府の借入れにして、屋敷又は説論を以てせず、相當の利子を附し、債主の意思に従つて募集せらるるものなり。國債五万種の中、就て是れ最も大部分を占むるものなり。其の募集は、其國の如きも、今日地球上の諸國の如きも、亦其募集の多きを、

通常國債の種類には其借入方に付きて二類あり

第一 通常一手借入國債

第二 通常募集借入國債

第一、通常一手借入國債とは、銀行又は商家より一手に借入るものにして、即ち我國明治十年、南滿洲の關稅多の費用を募せしに因り、第十五國立銀行より壹千五百萬圓を借入れたるが如き、又英國政府が千六百九十四年に百二十萬磅、千七百八十年に四十萬磅、千七百十七年に五十萬磅、千七百廿二年に三百三十二萬八千三百磅、千七百廿七年に百七十五萬磅、千七百廿八年に百二十五萬磅、千七百四十二年に百六十萬磅、千七百四十六年に九十八萬六千八百磅を英倫銀行より借入れたるが如き、又昔國と戰爭を開きし爲め、佛國政府が佛國銀行より十四億七千萬法を借入れし等、其例實に少なからず

第二、通常募集借入國債とは、公債證書を發行し、誰れにでも其の國債にて申渡すをなさしめ、廣く議所より借入るものなり。此國債は、諸政府の常に起すところにして、我國にても、起業公債、中山道鐵道公債、海軍公債、整理公債等の如き、皆之を廣く

人民はゆゑに借入れたるものなり

第四節 種類細別

以上述べあるところを以て憲制國債、勸諭國債、通常國債の性質を説きたれば是より更に其種類を細別せん。抑も憲制と云ひ、勸諭と云ひ、通常と云ひ其性質は異なる。雖も其細別したる種類に就きては多くは同一にして特に各種に属するものもあれば以下述ぶる所は通じて三種の國債の細別を知るべし。又有利無利息の如き幾れ之を以て區別することゝたはゞ唯年金の如きに至りては別に利息として辨ふものなければども其他は政府の都合を以て有利無利何れにもなし得べきものなり。

凡そ以上三種の國債を細別して左の大類とす

- 第一 不定期償還國債
- 第二 定期償還國債
- 第三 總額償還國債
- 第四 請求償還國債

第五 年金國債

第六 總額金償還國債

第一、不定期償還國債とは通例永遠國債と名づくるものにして兼り其償還の期を定りず唯政府の都合に隨ひ其全額又は幾分を償還するものにして債主に於て之を請求するの權なきものなり。既に政府の都合に依りては或は十年にして償還せしむるものあり又百年を経るも償還せざることもあるべし。此類の國債は古今文明諸國に多く行はるものにして其起元は千六百年代の末期佛帝ルイ十四世の戰争中現在まで云へり。

不定期償還國債とは其償還は政府の隨意に出づるものにして其種類に三あり。

甲 隨意償還國債

乙 定期以後隨意償還國債

丙 定期以前隨意償還國債

百八十の年等及後百八十の年に發行したる三分半及四分利付國債の如き德國に於て千八百九十一年六月二十日に法令を以て普國へ拂ふ債金を募集するたりに起したる國債の如き又は英國に於ける三分利付整理公債又は減却公債の如き是等より略すべし

五の定期以後隨意償還國債とはたとへば發行の年より五ヶ年据置其以後は政府の隨意償還すべしと定むるが如きを云ふ。今其例を承さんに英國の債中千八百五十年等起したる五分半利付新公債及び二分半利付新公債等は千八百九十年等起したる其以後は隨意に償還するものなり

有する二種の國債は政府の信用厚きとちにあらざれば募集に難ずるものあり。是れ今日と雖も其及等の諸國に此類のものなき所以なり。是れ定期以後隨意償還國債とは五分半及四分利付に償還すべしと云ふ如く償還期を定めず隨意に償還政府の都合に因りて償還すべしと定めたるものなり。例へば露國の國債は償還期なしと定めて取て其何時仕拂ふやと定めざるものなれば政府の都合に依りて五分半年間に一時に償還するや又は五年目八年目等に償還す

るやも計られざるものなり

此類の國債は米國も多く今其二三を舉れば千八百六十二年二月廿五日の法令に因り發行したる五億千四百七十七万千六百の國債又は千八百六十四年七月三十日の法令に因りて發行したる一億二千五百五拾六万千三百の國債の如きは發行の年より五ヶ年据置き十五年間に政府の隨意に償還するもの、又同年三月三日の法令に因りて發行されたる一億九千六百十一万八千三百の國債は十ヶ年据置き三十年間に償還するものなり。又近くは我國の整理公債軍事公債の如き發行の年より五ヶ年内に償還するものあり

第三定期償還國債とは豫て時を約し元金を支拂ふものを云ふ。即ち毎年とか隔年とか或は五ヶ年間とか其期を定めて償還するものにして其期限の長短に至りては素より一定せざれども概して之を云へば長期短期の區別ありと云ふも可なり。長期とは九十年七十年三十年等又は短期とは一ヶ年六ヶ月三ヶ月等の謂ひにして大藏省證券の如きは即ち短期の類に屬するものなり。而して定期償還國債の種類は三あり。左の如し

甲 定期全額償還國債

乙 定期定期償還國債

丙 定期不定額償還國債

甲 定期全額償還國債とは發行の年より何ヶ年又は何ヶ月の後若しくは來る何年何月元金の總高を一時に支拂ふべしと約するものにして此類のものは多く一手借入國債に係るものなり。明治十年西南の役に第十五國立銀行より借入れたるものは發行後滿二十ヶ年目即ち明治三十年四月に至り盡く一時に償還すべしと約定したるか如き即ち此類なり。又流動國債と稱する大藏省證券の如き一ヶ年、六ヶ月、三ヶ月の三期に分ち其期至れば全額を悉皆償還するもの亦此類に屬す。此類の國債は古今頗る多く之を概して云々は信用薄き政府にして長期抽籤償還にては應募者少なきを以て定期全額償還の法を以て公債を發行するものにして土耳其境及西境等に於て此類の國債最も多し。

乙 定期定期償還國債とは例へば毎年又は毎半年と云ふ如く其時を定め百万圓又は五十万圓と云ふ如く其金高を定めて元金を支拂ふものなり。此類の國債は

重に信用大ならざる國に多し。曾て支那政府が發行したる外國債の如きは其元金百五十万圓即ち七百兩十四仙にして償還は三ヶ年間となし毎年一月十八日と定め、其定額と其に表を作りて公告證書に載せたるが如き類なり。

丙 定期不定額償還國債とは例へば毎年とか又は毎半年とか其時を定むれども其支拂ふべき元金の額を定めず唯政府の都合に因りて之を支拂ふものにして概して云へば此類のものも亦信用大ならざる政府に多しとす。日本の金庫公債は六ヶ年目より二十五ヶ年間に毎年償還すべしと其期を定むれども其償還額を定めざるが如き金庫公債は發行より三ヶ年の後二十二ヶ年間毎年償還すべしとのみありて其額を定めざるが如き等なり。

第三、臨時償還國債とは定期償還の如く毎年とも隔年とも豫定せず、政府に於て最初約定したる事起るの時に臨み元金を支拂ふものなり。故に假令毎年とも隔年とも其期を定めざれば不定期にはあらず。其償還の時は豫め約し置くものにして唯何年と云ふが如き判然たる時を指すあたはざるのみ。而して其種類は數多なるべけれども要は次の三類なりとす。

甲 保險臨時償還國債

乙 隨價臨時償還國債

丙 世治後臨時償還國債

甲 保險臨時償還國債とは債主死亡するか又は天災に罹るか或は角金員の入用なるときに臨み之に供するため國債元金を支拂はんことを約し政府に於て保險をなすものなり。是れ英國に於て千八百五十三年八月四日の法令第十條に減債掛をして債主死亡の時に於て定めたる金額を支拂ふことを約する國債を發行するを得せしめたる如き類なり

乙 隨價臨時償還國債とは市場に於て公債證書の價格其額面以下なるときは之を購收して以て償還をなし其以上なるときは抽籤を以て元金を支拂ふものなり。此類の例は南米ハリネー國に於て千八百五十二年二月五日を以て二百六十万磅を六分利にて發行せんことを決議したる國債の如きものにして同國の法に據れば毎年五万五千磅即ち發行高の二割を以て之を資金となし發行より十ヶ年以内は其證書の相場額面以下なるときは之を購收して以て償還をなし其以上なるときは抽籤を以て元金を支拂ふものとせり

丙 世治後臨時償還國債とは一國廢藩戰亂あるに際し國債を發行し其償還は豫亂鎮定するの後之を行ふべしと云ひ發行より何ヶ年目とも何ヶ年間とも判然其期を定めざるものなり。佛國に於て千七百九十三年九月三日壓制を以て借入れたる十億万法郎の國債は争亂平定後二ヶ年内に償還すべしと約定したるが如き又千八百六十五年米國南北戦争の時南方同盟國政府が發行したる證券は合衆國と平和の約定後六ヶ月間に償還すべき約定をなしたるが如き皆此類なり。此項清國に於ける我が新占領地に流通せしめんとしたる所謂軍事手形の如き蓋し此種類に屬す

第四、應求償還國債とは債主の請求に應じ何時にても支拂ふものなり。此類のものには預り金に最も多しとす。而して其種類には左の二種ありとす

甲 即時應求償還國債

乙 通知應求償還國債

甲 即時應求償還國債とは何時にても債主の請求あれば即時に支拂をなすもの

なり。例せば千八百六十二年二月廿五日七月十一日及千八百六十三年三月三日の法令に依り發行したる北米合衆國の政府紙幣は之を政府に請求すれば即時に正貨を以て償還すべしとなしたるが如き。又千八百六十一年七月十七日及千八百六十二年二月十二日の法令に依り發行したる同國舊兌換券千八百六十四年六月三十日の法令に依り發行したる小額紙幣、金貨及金塊預り證書等はなり。

乙 通知應求償還國債とは支拂を要する前豫しめ政府に通知をなし置き而して償還を受くるものなり。例せば北米合衆國千八百六十二年二月廿五日三月十七日七月十一日千八百六十四年六月三十日等の法令に依り發行したる七億千六百九万九千貳百四十七弗十六仙の預り金公債は支拂の日より十日前に通知を要するが如き類是なり。

第五、年金國債とは債主に年々約定したる金額を支拂ふものにして別に元利金を外して支拂はざるものなり。而して其種類に左の五種ありとす。

甲 終身年金

乙 定期間年金

丙 「トントン」年金

丁 定期後拂年金

戊 事務後拂年金

此に就く所の年金は別に元利を區別せざれども畢竟元利を合して年々支拂ふ様に立算するものなり。例へば五十圓の年金を三十ヶ年間支拂ふものとすれば、之に對して五分利子を以て一ヶ年毎に利倍増殖するものとするときは最初拂込の元高は大約七百六十八圓六十二錢二厘五毛餘と定むるが如し。

甲 終身年金國債とは債主死亡するまで年金を與ふるものなり、故に是は賣買することゝあたはず。英國の國債中千八百廿九年、千八百三十三年、千八百五十三年の法令に因り減債掛の職權を以て國債減却借換の爲め貯蓄銀行の預り金を終身年金國債となして其預け主に與へたるものゝ如き即ち是なり。而して此類の年金には尋常終身年金の外に(一)同年二人以上の終身年金、(二)非同年二人以上の終身年金の二種あり。第一のものは例へば甲乙ともに三十歳の者揃ひて二人生存する間は之に年金を與へ、其内一人にても死亡すればあとは與へざるものゝ如き。又

第二のものは甲は三十歳乙は三十五歳と其年同しからざる者の揃ひて二人生存する間年金を與へ、何れか死すれば之を止むるが如き類なり

乙 定期間年金とは十年間若しくは二十年間と其期を限りて年金を與ふるものを云ふ。千八百五十五年に英國に於て發行したる年金は同年四月五日限り毎年兩度に支拂ふものとし、其他千八百六十三年の法令に因り減債掛の所有に屬する三分利以上の國債を二分半利となし、其歩合の差丈、千八百六十三年より千八百八十五年限り年金を支拂ふものとなしたり

丙 「トンチン」年金とは同年の者、又は階級を作り其同級の者へ同割合の終身年金を與へ、其内死亡する者あるとき其年金を生存者に割賦するとなすものなり。此の法は千六百年代伊國の銀行家ローレンス、トンチンなる者の企てに係るものにして、例へば三十歳の人を三百名集め、之に百圓つゝの終身年金を與ふることなし、其の内一名死亡するときは三圓四拾錢餘つゝを二十九名の生存者に増與し、又其後一名死亡するときは三圓五拾錢つゝを二十八名の生存者に増與し、即ち先の増與と合すれば各自の年金は百六圓九拾錢となるものなり。如斯にして二十

九名死亡し一名の生存者となれば其年金は三万圓となるなり。然れども大抵生存者五名までとか十名までとか其制限を立て、其後は死亡の都度増與することをなさざるものとす

此の年金の例を示せば、佛國に於ては千六百八十九年ルイ十四世帝の時此法を以て百四拾万法の年金を約して國債を募集したり。其細則を見るに、債主の年齢を一歳より七十歳までとし、之を十四級に分ち三百法に對し三十法の年金を付せり。其後千六百九十六年にも同様のものを發行したり、此度は七十五歳までとなし其級を十五に分ちたり。而して千七百廿六年に至りたるに第一年金の第三級及第二年金の第四級に在る者盡く死亡し、パリスの外科醫の寡婦一人生存し、最初三百法を拂込み末年に至りて七万三千五百法の年金を得たりと云ふ、而して終に九十六歳を以て死亡したり

英國に於ても此年金を發行したると三回あり。其第一回は千六百九十二年ウィリヤム三世の時にして百万磅の國債を募集せんとしたるもの是なり。其方法は初め七年間は百磅に付き十磅の年金を與へ、七年の後は七磅の年金を與へ、債主

七人に至るまでは死亡者の年金を生存者に割賦するとを約したり。然れども之に因て政府の得たる金額は十萬八千磅に過ぎず。右の年金は千七百八十三年七月五日を以て満期となり、其最後の受取者は婦人にして九十八歳なり。第二の者は千七百六十六年に於て起し、僅に一萬八千磅を募集したり。其方法は元高三分の年金となし、抽籤を以て一人九千磅を興へるとなしたり。第三の者は千七百八十九年にして一様の元高を百磅五志となし、債主を年齢に由りて六級に分ち、初級の四磅二十志より第六級の五磅十二志に至るまで級に随ひて年金の割合を増し、而して年金千磅となるまでは死亡者ある毎に其級内生存者に之を割賦することとなし、百萬二千四百四十磅の申込を得たり。千八百八十三年三月三十一日の調に依れば其年金支出高は五千磅なり。

丁 定期後拂年金とは五年の後若くは七年の後と豫て定めたる期限の後より興ふるもの、又は老後の安全幸福を得んが爲め債主六十歳となる時より終身年金を興ふるが如きものにして發行の年より直に興へざるものなり。是れ英國に於て千八百五十三年八月四日の法令第二條に據り、減債掛の職權を以て貯蓄銀行の預

け主に四磅以上三十磅以下の定期後拂年金を興ふるの國債を發行するを得せしめし類なり。

戊 事變後拂年金とは定期後拂年金の如く何ヶ年又は債主何歳となるの後より支拂ふべしと其期を定めずして債主不具癡疾となるか、又は死亡したる時より本人又は其指名人に支拂ふものなり。例へば職人の如きものにして非常の災害に逢ひ身不具となりて勞働を以て今日の活計を立つることあたはざるに至り年金を受くるか、又は夫死して後妻の困窮に陥らざる爲め之に年金を興ふることを約するもの等なり。是れ同じく前に擧げたる英國の法令中に本人の望に由りては其死後拂込みたる高丈け其指名人に年金を興ふるとを許可したるか如き類なり。第六、餘分金附屬國債とは元金を償還するに當り何分か額面より餘分なるものを支拂ふか、或は定むる利子の外に幾分か餘分なる金員を支拂ふものなり。其種類を分けて左の二とす。

第一 抽籤餘分金附屬國債

第二 普通餘分金附屬國債

第一 抽籤餘分金附屬國債とは通例の歩合より低き利子を以て國債を募集し、抽籤して當りたる者へは利子の外に若干の金員を拂ふか、又は其償還に至るまで何程かの年金を添ゆるか、或は償還の時に至り一時に餘分なる金員を與ふるものなり

佛京巴理に於ては千八百六十五年此法を以て三億法の公債證書を發行したり。其方法は證書呼價に對し四分の利子を拂ひ抽籤して當りたる者には呼價百法に付て年々三十六參半を與ふる簽札附の公債證書を發行したり。如此にして當籤者の得るものは利子總高の十二分の一に足らず。是れより先にも右の金額を八分の一となして同様の國債を起し、又千八百六十三年土地銀行も此類の債券を發行したるとあり、其割合は十一分の一とせり。此他土耳其鐵道會社、バルレタ府等も亦此の年金を發行したることあり

第二 普通餘分金附屬國債とは前の如く抽籤を以てせず債主一般に餘分金を與ふるものにして大抵定期の間若干の年金を附するものなり。是亦國債の利子を低くし之れを補ふために附するものなり

此類の國債は英國に多し。即ち千七百五十七年に起したる三百万磅の國債は其利子を三分とし、額面の價格を以て發行し、百磅に付壹磅貳志六片の終身年金を附し、千七百六十一年の千百四拾万磅は同じく三分利附にして額面の價格を以て賣出し、九十九年の間百磅に付き壹磅貳志六片の年金を附し、千七百六十二年の千二百万磅は四分利附にして同じく額面の價格を以て發行し、十九九年の後其利を三分となし、九十八年の間百磅に付き壹磅の年金を附し、千八百六十三年減債掛の所有に屬する三分以上利付公債を二分半利付公債となし、此利子歩合と舊利子歩合との差丈けを年金にて支拂ふため千八百八十五年限り年金を附し、千七百七十七年の六百万磅は同じく四分の利にして額面の價格を以て發行し、十ヶ年間百磅に付き拾志の年金を附し、千八百五十五年クリミア戦争に際し發行したる千六百万磅は三分利付にて發行價格は額面となし、三十ヶ年間百磅に付拾四志六片の年金を附したるもの等なり

第五節 雜種國債

以上述べ來りたる六種の外尙種々の國債あり。今其二三を舉れば(一)起業國債の

如きものにして特に最も利益を受くる地方、或は人民より低利を以て之を募集し幾分か政府の負擔を軽くするもの。例へば港灣を築浚すれば其地方は特に大に便益を得爲めに地價の如きも騰貴し、又船舶に従事する者の如き大に利益を蒙むれば是等の人民より幾分か低利にて國債を貸出さしむるが如きものなり。此類は佛國に於て多く發行したる國債にして千八百二十年より同四十年迄に運河堀割改良等の爲め國債を起し、其事業より生ずる港稅噸數稅等を以て其元利支拂に供し、若し右の收入此支拂に不足するときは國庫より補充するものとせり。又二二先の如く地方或は特別なる人民より借入るゝにあらずして地方の商業會議所か其地方に工事を起さん爲に政府に貸付るものあり。是亦佛國に於て千八百六十五年ハールの商業會議所か其地方の港改良の爲め政府に巨額の金員を貸付け、又千八百七十年夏に航海を便利ならしむるが爲に改良を要し四分の利を以て六百万法を政府に貸付けたるが如き。又千八百七十四年馬塞耳港を改良したるときにも其地の商業會議所より五ヶ年間に千五百万法を借入れ、千八百八十年より十五ヶ年間に年金償還の方法を以て四分半利附の割合となし。又波邊の工業を

起さん爲めホルド一の商業會議所よりも四百五十万法を借入れ、千八百七十五年より十四ヶ年間に四分半の利子を附して償還するものとしたるが如き、又千八百七十年以來佛國政府大に其兵制を改革し諸方に鎮臺を置くに當り其所在の州又は都會より金員を借入れ、其高を五千七百万法限りと定め一ヶ年据置十四年乃至十五ヶ年間に償還するものとし、其利子の最も高きは五分なりしが其貸付をなせし都會の數は實に八十五の多きに至り、實際の借入れ高は五千三百六十五万八千法に達せり

右の外一種の國債を以て半は不定期償還となし、半は定期償還となすが如き折衷案を施すこともありて尙ほ考案をめぐらせば種々新奇の方法もあるべしと雖も其重なるものは零ぼり以上陳述したるものなりとす

第六節 預入國債

預入國債とは前に説きたるが如く政府が特に借入れたるものにあらずして唯預り入れたるのみなれども之に對して預主に義務を負ふこと尙ほ他の借入國債と異なる事なし。而して其預入にも壓制を以てするもの勸諭を以てするもの預主

の意に任ずもの、三種あり。此類の國債は現に我國に於て驛遞局預り金の如きもの、又は人民會社の共有に係り預金局に預り受たる者等ありて英、佛、獨及北米合衆國等皆此國債なきものなし。而して此國債の種類を分てば零左の三とす

第一 定期支拂預入國債

第二 應求支拂預入國債

第三 臨時支拂預入國債

第一 定期支拂預入國債とは豫て年限を約定し、其以後にあらざれば支拂はさるものなり。例へば三ヶ年間預け入れんことを預主に於て約定すれば其期限に至らざれば此支拂を請求することあたはざるが如きものとす。我國預金局預金の如き即ち此種に屬す

第二 應求支拂預入國債とは預主の請求に因り支拂をなすものにして豫て其預り期限を定めざるものなり。其種類に左の二あり

甲 即時支拂預入國債

乙 通知全上

甲 即時應求支拂預入國債とは何時にても預主の請求次第直に支拂ひをなすものなり。此類は俗に當座預と稱するものにして我國郵便局預金は此類に屬す。又北米合衆國に於て千八百七十二年の法令を以て諸銀行より合衆國紙幣一萬弗以上を預るが如き、或は千八百七十八年の法令を以て正貨十弗以上を預り受くるが如き類是なり

乙 通知應求支拂預入國債とは預主より十日前とか五日前とか豫め通知を受けて支拂ふものにして何時にても請求次第即時に支拂ふものにわらず。是れ北米合衆國に於て千八百六十二年及千八百六十四年の法令に因り百弗以上、合衆國紙幣を人民の望に依り預受け其支拂を請求するときは十日前に豫め通知をなさしむるが如き類なり

丙 臨時支拂預入國債とは前に臨時償還國債の部に於て陳述したるが如く豫て約定したる時至るに及んで支拂ふものにして預主の請求に應じて支拂ふものにあらず、又何年の後と期限を定むるにもあらずるものなり。例へば官吏或は政府より事務を擔任したる用達會社一個人等より身元保證金として預り置が如き者

にして前にも述べたる如く佛國に於てはポールボン復位の間は大に此身元保証金を預り終に二億九千二百万法の巨額に登りたり。又英國々債條例に據れば公債證書を亡失して其代り證書を請求するには保證金を政府に預け置き他日發見したる時に際し政府の責任を免かれしむるが如き皆此類なり

預入國債には往々之より變して通常國債となるものあり。例へば郵便局の預金五百圓に滿つれば之を通常國債の部に組入れ通例の公債證書を附與し、又は定期を經過するも尙ほ請求なきを以て之を通常國債に組入るゝが如き等なり。例を上げて之を示せば英國の郵便局預金の如きは其高十磅に至れば無手数料にて同國の永遠公債證書となすことを得せしめ、又千八百六十九年の法令に因り減債掛をして郵便局預金を定期年金國債に繰込たるが如きものあり

第七節 給與國債

給與國債とは政府より若干の金員を下附するとを約し之を支拂はさるへからざる義務あると普通常の負債の如きものを云ふ。其種類に三あり左の如し

第一 定期給與國債

第二 終身給與國債

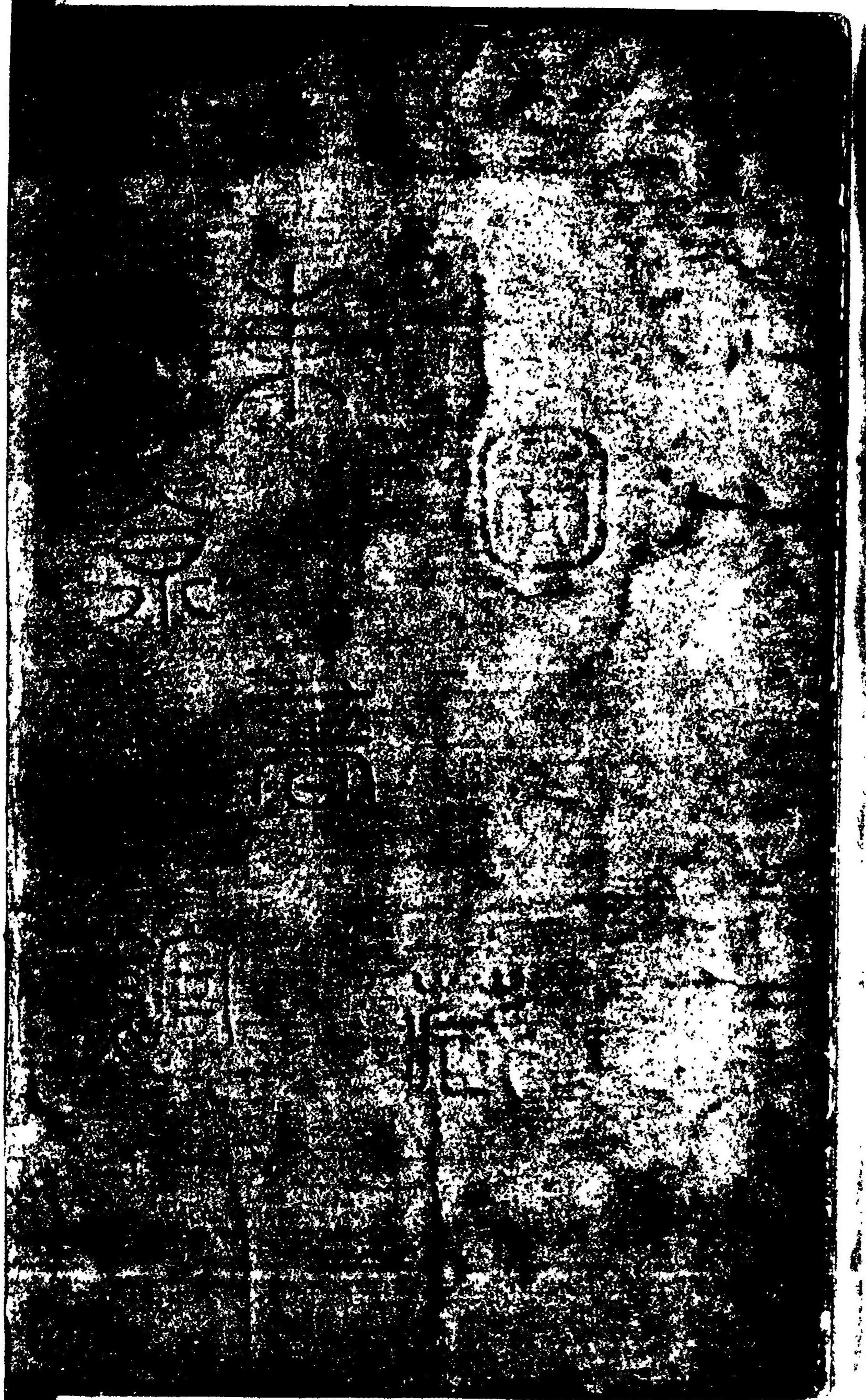
第三 臨時給與國債

第一 定期給與國債とは政府が約束したる時期に金額を給與するものにして毎年給與、隔年給與等の種類あり。例へば郵船會社、製糖會社等に毎年巨萬の補助金を下附するが如き、或は佛國に於て某鐵道會社に毎年二度づゝ八ヶ年間補助金を下附したるが如き類なり。茲に一種奇異なる給與法あり、即ち會社に補助金を下附するに、初めより之を爲さず先づ其會社をして社債を起さしめ、其償還の爲めに毎年若干の金額を給與するものなり。佛國に於てオリリヤ、シヤ、ロン間の鐵道を布設したる會社に補助金を給與するに當り此法を施したり

第二 終身給與國債とは官吏其他功勞ある者又は公務の爲めに不具癡人となりたるもの、若くは長期間奉職して退隱したるもの等に終身年金を給與するが如きものを云ふ。此例は他國皆之あり、我國に於ても文武官にして此恩典に浴するもの少なしとせず、殊に征清の事局を結ふに至らば此種の國債は大に増加すべきや必せり

第三 臨時給與國債とは、例へば政府が某鐵道會社に對して其利益一定の割合に達せざる時は之を補給すべしと約束するの類にして敢て毎年とも何年目とも豫定せざる者を云ふ。之を細別すれば三種あり、其一は唯不足の利益を補給するに止まるもの、其二は利益を補給して定期の後會社より政府に返納するもの、其三は利益一定の割合より少なきときは補給し、一定の割合より大なるときは餘分丈けを政府に上納するものなり。第一は我國の日本鐵道會社の如きを初めとして其例少からず。第二第三は佛國に於て大に行はれたるものなり。給與國債も亦預入國債の如く往々通常の國債に變ずることあり、即ち現金を給與せずして公債證書を給與するの類なり。

國債論終



196

東京大学行政学
部蔵書

国債論

土子金四郎著

040536-000-9

ユ-101口

国債論

土子 金四郎/述

[M28?]

BDE-0158

